

# 資料 目次

- 【資料 1】 令和健康科学大学大学院 健康科学研究科 アンケート結果
- 【資料 2】 令和健康科学大学大学院 健康科学研究科 AP・CP・DP一覧表
- 【資料 3-1】 令和健康科学大学大学院 健康科学研究科 DP・CP・教育課程の対応表（看護学分野）
- 【資料 3-2】 令和健康科学大学大学院 健康科学研究科 DP・CP・教育課程の対応表（リハビリテーション学分野）
- 【資料 3-3】 令和健康科学大学大学院 健康科学研究科の3つのポリシー関連表（看護学分野）
- 【資料 3-4】 令和健康科学大学大学院 健康科学研究科の3つのポリシー関連表（リハビリテーション学分野）
- 【資料 4】 令和健康科学大学大学院 健康科学研究科 科目と担当者とDP対応表
- 【資料 5】 令和健康科学大学大学院 健康科学研究科 カリキュラム進捗表
- 【資料 6】 令和健康科学大学大学院 健康科学研究科 コース別 カリキュラムツリー
- 【資料 7】 令和健康科学大学大学院 健康科学研究科 コース別 履修モデル
- 【資料 8】 令和健康科学大学大学院 健康科学研究科 時間割表
- 【資料 9】 令和健康科学大学 学位規程
- 【資料 10】 令和健康科学大学大学院 学位スケジュール表
- 【資料 11】 令和健康科学大学研究倫理審査委員会規程
- 【資料 12】 令和健康科学大学大学院学則
- 【資料 13】 職位別年齢構成および学位保有状況
- 【資料 14】 定年の特例に関する規程
- 【資料 15】 教員採用計画（略）

【資料1】 令和健康科学大学大学院 健康科学研究科 アンケート結果

「ご自身の今後の進学に関するお考えを教えてください」の回答

アンケートの回答	回答数	構成比
進学を考えていない	5,231	94.6%
大学院等への進学を考えている	272	4.9%
うち、大学院（修士課程）に進学を考えている	203	3.7%
現在大学院在学中である	27	0.5%
合計	5,530	100.0%

「大学院に入学するために、あなたにとって必要な条件についておたずねします」の回答  
(令和健康科学大学大学院に進学を希望する81名に対するクロス集計)

アンケートの回答	回答数	構成比
経済的余裕	71	88%
時間的余裕	64	79%
学びたいコース	41	51%
職場の理解・協力	37	46%
学費減額措置（奨学金制度を含む）	34	42%
家族の理解・協力	32	40%
ICT環境（遠隔授業、e-learningシステム活用、オンデマンド授業 等）	32	40%
交通の利便性	29	36%
週末開講	23	28%
指導を受けたい教員	22	27%
昼夜開講	20	25%
長期履修制度	15	19%
集中講義	14	17%
研究費助成	14	17%
図書館の充実（パソコン配置等含む）	10	12%
相談窓口の充実（チューター制度など）	4	5%
特になし	0	0%
その他	0	0%
合計	81	100%

「大学院入学希望時期についておたずねします。」の回答  
(令和健康科学大学大学院に進学を希望する81名に対するクロス集計)

アンケートの回答	回答数	構成比
1～2年以内	36	44%
3～5年以内	25	31%
5年以上	5	6%
具体的に考えていない	15	19%
合計	81	100%

## ◆大学院の教育研究上の目的◆

令和健康科学大学大学院は、健康科学に関する実践に活用できる研究能力と課題対応能力を養う。さらに対象者の健康課題を解決するために必要な専門的能力を培い、もって我が国の健康福祉の増進に寄与することを目的とする。

## ◆健康科学研究科医療系健康科学専攻の養成する人材像◆

地域の健康を担う医療人として将来指導的立場で活躍するための、医療人としての倫理観をもち、健康課題を解決するために必要な高度かつ広範な専門的能力とマネジメント能力を有している。さらに、実践に活用できる研究能力と専門職連携能力を有し、対象者や地域の健康状態を科学的かつ包括的に評価し、健康課題の解決ができる人材。

## アドミッション・ポリシー ～入学者の受け入れ方針～

- 1) 志望する専門分野における基礎知識と実践経験を有する者
- 2) 健康支援に対する広い視野と探究心を持ち、自律的に学ぶ姿勢を有する者
- 3) 研究に対する展望を持ち、柔軟で論理的な思考を育む意欲を有する者
- 4) 豊かな人間性と倫理観を備えており、専門分野の発展へ貢献する意思を有する者

※NP養成関係

- 1) クリティカルケア・プライマリケア領域における知識と実践経験を有する者
- 2) 診療看護師（NP）として、クリティカルケア・プライマリケア領域における看護の発展と役割の拡大を目指す意思を有する者
- 3) チーム医療において、看護職者及び多職種と協働できる高いコミュニケーション能力を有する者
- 4) 様々な文化や多様な価値観を受け入れ、謙虚な姿勢を有する者

## カリキュラム・ポリシー ～教育課程の編成・実施方針～

## 教育課程編成の方針

本研究科では、看護学教育・人材育成コースと実践看護学コース（NP養成関係科目を含む）からなる看護学分野、心身機能支援コースと生活支援コースからなるリハビリテーション学分野を設置し、両分野を学際的に学修することにより健康科学を基盤とした実践能力および研究能力の向上、ならびに教育と管理に貢献できる人材の育成を目指している。特に看護学分野とリハビリテーション学分野を横断的に学び、学んだ内容を統合することで健康課題の対応力を高められるように科目を編成している。

## 1. 基盤科目の方針

異なる専門性や背景を有する専門職者が互いの専門性を理解し、協働的に学ぶことで、人間の健康、健康科学の考え方、地域社会、専門職連携に関する理解を深め、課題解決力の基礎となる能力を育成するために、基盤科目を設置する。

## 2-1. 分野共通科目の方針

専門職者として必要な専門性をより高めると共に、マネジメント能力、研究能力を育成し、また、看護学分野とリハビリテーション学分野を横断的に学び、学んだ内容を統合することで健康課題の対応力を高めるために分野共通科目を設置する。

## 2-2. 分野共通科目の統合分野の方針

健康課題の対応力を高められるように、看護学分野とリハビリテーション学分野を横断的に学び、学んだ内容を統合するための科目を分野共通科目の統合分野科目に設置する。

## 3-1. コース専門科目の方針

専門性を深め、健康を支援するために必要となる高度な知識と優れた技術を修得し、さらに実践的な研究能力を育成するために、コース専門科目を設置する。

## 3-2. コース専門科目の分野の方針、コースの方針

健康科学を基盤とした実践能力および研究能力の向上、ならびに教育と管理に貢献できる人材の育成するために、看護学分野及びリハビリテーション学分野を設置する。看護学分野は、看護学教育・人材育成コースと実践看護学コースを、リハビリテーション学分野は、心身機能支援コースと生活支援コースを設置する。

## 4. 自由科目の方針；NP養成関係科目・教育関係科目

診療看護師(NP)を希望する学生に向けてはNP 養成関係科目を、教職を希望する学生に向けては教育関係科目を自由科目として設置する。

## ディプロマ・ポリシー ～学位授与方針～

## 看護学分野

- 1) 健康支援が必要な人々やその家族を理解し、地域社会を支援できる柔軟で豊かな人間性と医療人としての倫理観を有している。
- 2) 医療人として健康課題を解決するために必要な看護学の専門分野に関する高度な知識、判断能力、臨床・臨地実践で活用できる看護技術とマネジメント能力を修得している。
- 3) 地域社会における対象者の身体的・精神的・社会的な健康状態を科学的かつ包括的に評価し、看護学の観点から、保健医療福祉の質向上に必要な取り組み方法について、看護教育学、看護管理学、地域包括ケア、看護実践学における各専門領域の視点で、考案・開発する実践的な研究能力を有している。
- 4) 保健医療福祉の現場や地域における潜在的・顕在的なニーズや課題を看護学の観点から明確にし、その解決に向けた科学的かつ専門職連携に基づく協働的な方法を提示できる。

※NP養成関係

- 1) 包括的健康アセスメント能力
- 2) 医療処置・管理の実践能力
- 3) 熟練した看護実践能力
- 4) 看護マネジメント能力
- 5) チームワーク・協働能力
- 6) 医療保健福祉制度の活用・開発能力
- 7) 倫理的意思決定能力

## リハビリテーション学分野

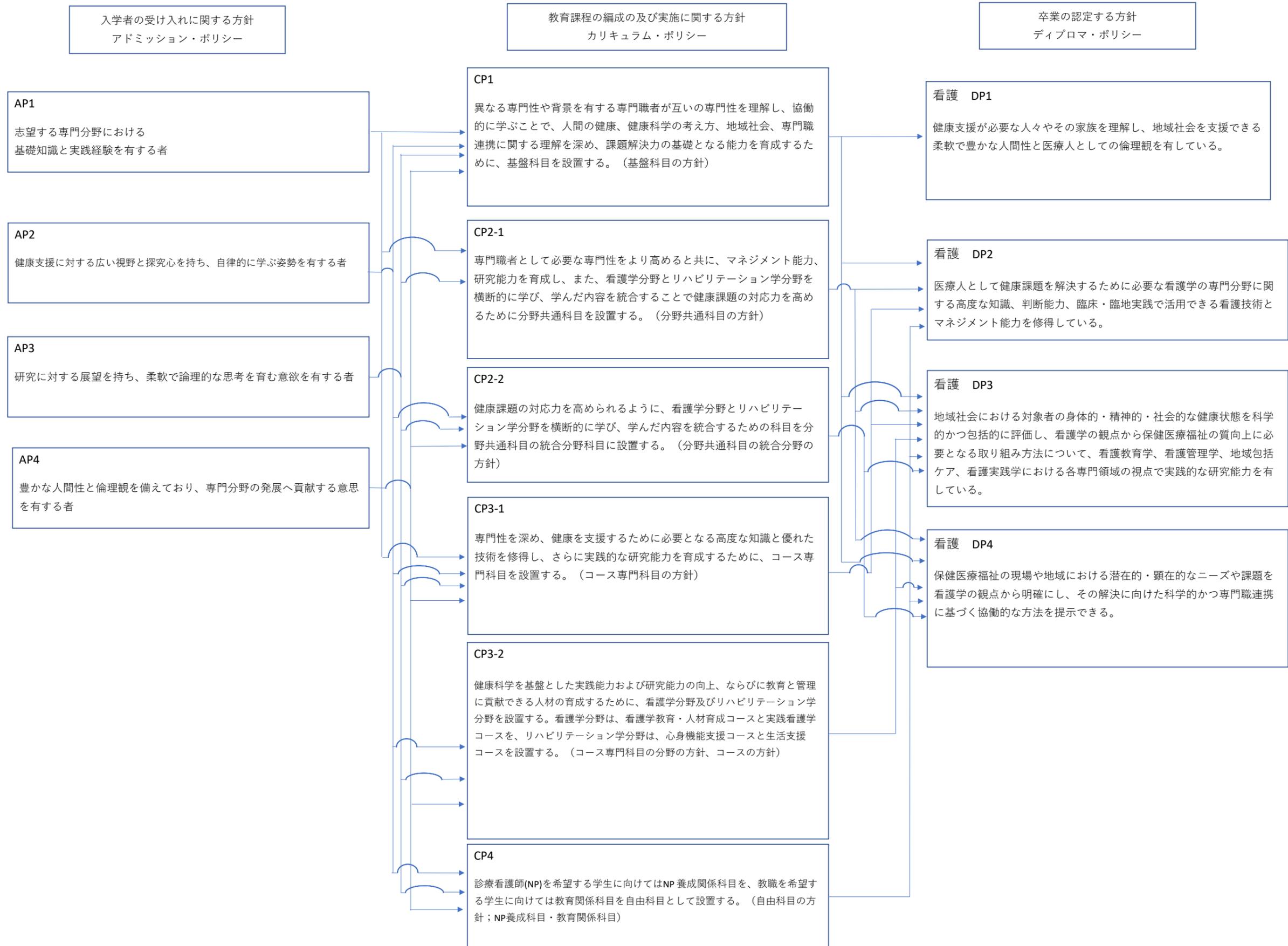
- 1) 健康支援が必要な人々やその家族を理解し、地域社会を支援できる柔軟で豊かな人間性と医療人としての倫理観を有している。
- 2) 医療人として健康課題を解決するために必要なリハビリテーション学の専門分野に関する高度な知識、判断能力、臨床・臨地実践で活用できるリハビリテーション技術とマネジメント能力を修得している。
- 3) 地域社会における対象者の身体的・精神的・社会的な健康状態を科学的かつ包括的に評価し、リハビリテーション学の観点から、保健医療福祉の質向上に必要な取り組み方法について、心身機能支援、生活支援における各専門領域の視点で、考案・開発する実践的な研究能力を有している。
- 4) 保健医療福祉の現場や地域における潜在的・顕在的なニーズや課題をリハビリテーション学の観点から明確にし、その解決に向けた科学的かつ専門職連携に基づく協働的な方法を提示できる。



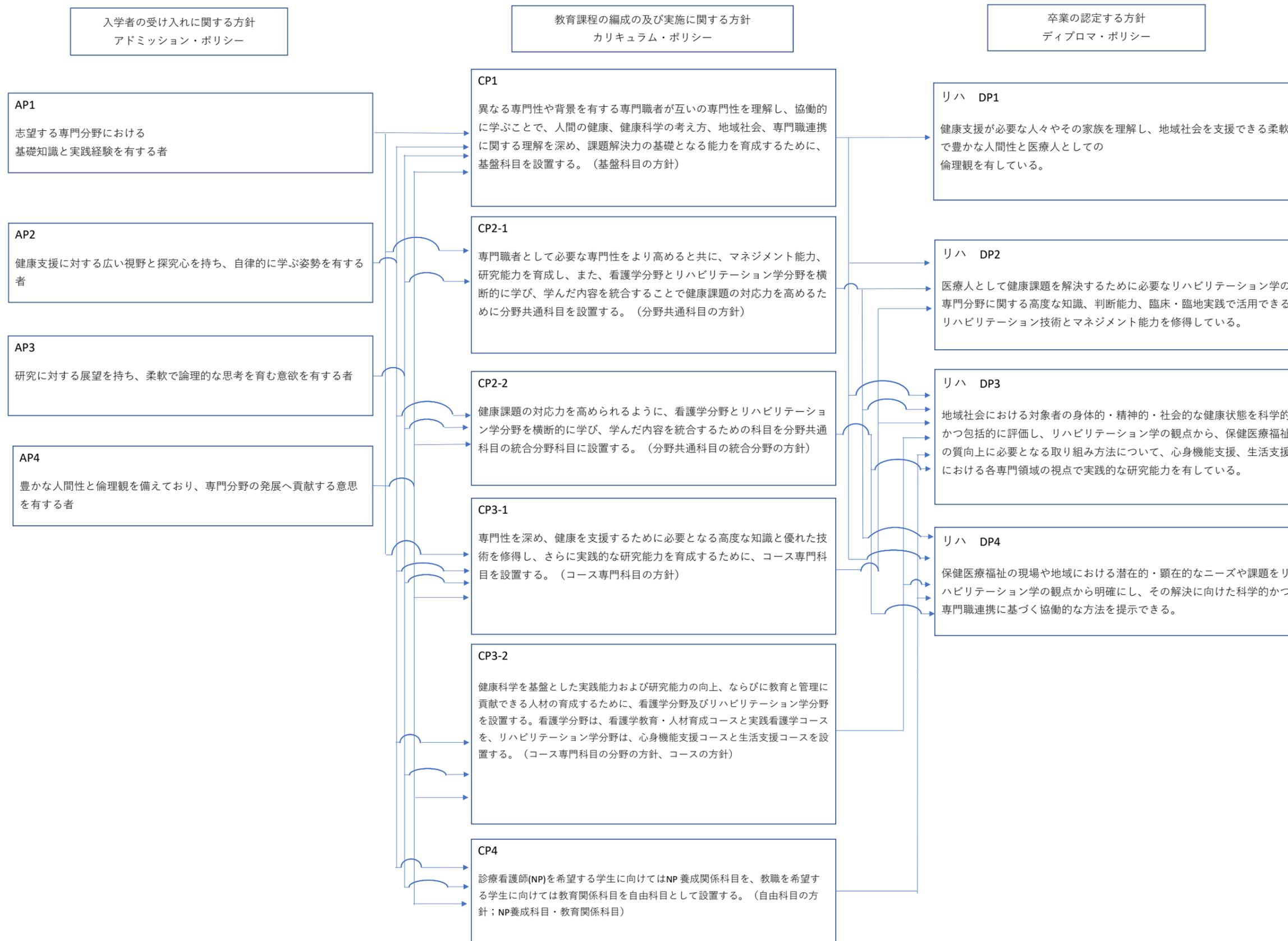
【資料3-2】令和健康科学大学大学院 健康科学研究科 DP・CP・教育課程の対応表（リハビリテーション学分野）

	CP1	CP2-1	CP2-2	CP3-1	CP3-2	CP4
	異なる専門性や背景を有する専門職者が互いの専門性を理解し、協働的に学ぶことで、人間の健康、健康科学の考え方、地域社会、専門職連携に関する理解を深め、課題解決の基礎となる能力を育成するために、基盤科目を設置する。（基盤科目の方針）	専門職者として必要な専門性を高めると共に、マネジメント能力、研究能力を育成し、また、看護学分野とリハビリテーション学分野を横断的に学び、学んだ内容を統合することで健康課題の対応力を高めるために分野共通科目を設置する。（分野共通科目の方針）	健康課題の対応力を高められるように、看護学分野とリハビリテーション学分野を横断的に学び、学んだ内容を統合するための科目を分野共通科目の統合分野科目に設置する。（分野共通科目の統合分野の方針）	専門性を深め、健康を支援するために必要となる高度な知識と優れた技術を修得し、さらに実践的な研究能力を育成するために、コース専門科目を設置する。（コース専門科目の方針）	健康科学を基盤とした実践能力および研究能力の向上、ならびに教育と管理に貢献できる人材の育成するために、看護学分野及びリハビリテーション学分野を設置する。看護学分野は、看護学教育・人材育成コースと実践看護学コースを、リハビリテーション学分野は、心身機能支援コースと生活支援コースを設置する。（コース専門科目の分野の方針、コースの方針）	診療看護師(NP)を希望する学生に向けてはNP養成関係科目を、教職を希望する学生に向けては教育関係科目を自由科目として設置する。（自由科目の方針；NP養成科目・教育関係科目）
領域ごとの ディプロマ・ポリシー						
リハ D P 1	健康支援が必要な人々やその家族を理解し、地域社会を支援できる柔軟で豊かな人間性と医療人としての倫理観を有している。	健康への理解 地域社会に関する 幅広い視点、倫理観 「健康科学特論」 「健康科学研究方法特論」 「専門職連携特論」 「保健医療倫理学特論」 「保健医療福祉システム特論」 「生体情報科学特論」 「臨床免疫学特論」 「保健医療福祉とリハビリテーション」	「リハビリテーション研究方法論」	「リハビリテーション学特別研究（心身機能支援）」「リハビリテーション学特別研究（生活支援）」	「教育方法論」	
リハ D P 2	医療人として健康課題を解決するために必要なリハビリテーション学の専門分野に関する高度な知識、判断能力、臨床・臨床実践で活用できるリハビリテーション技術とマネジメント能力を修得している。	各領域の共通基盤 マネジメント能力の基礎 高度な専門的能力の素地 「健康科学研究方法特論」 「専門職連携特論」 「保健医療倫理学特論」 「保健医療管理特論」 「臨床免疫学特論」 「保健医療統計学特論」 「保健医療社会学特論」 「英語文献講読」	リハビリテーション学の基盤となる 幅広い知識 マネジメント能力に関する科目が対応 【リハビリテーション学分野】 「リハビリテーション管理特論」 「心身機能計測技術論」 「福祉住環境特論」	学際的な知識健康課題の 対応力に関する科目が対応 「コンサルテーション特論」 「ヘルスポモーション論」 「医療安全学特論」 「専門職連携演習」 + 「看護学分野の科目」 （2単位まで修了要件に参入可能）	健康課題を解決するために必要な心身機能支援に関する高度な知識と優れた技術 【心身機能支援コース】 「運動機能支援特論」「運動機能支援演習」「脳機能支援特論」「脳機能支援演習」「摂食嚥下機能支援特論」「摂食嚥下機能支援演習」  健康課題を解決するために必要な生活支援に関する高度な知識と優れた技術 【生活支援コース】 「生活機能支援特論」「生活機能支援演習」「生活環境支援特論」「生活環境支援演習」「福祉工学支援特論」「福祉工学支援演習」	「教育原論」「教育方法論」
リハ D P 3	地域社会における対象者の身体的・精神的・社会的な健康状態を科学的かつ包括的に評価し、リハビリテーション学の観点から、保健医療福祉の向上に必要なとなる取り組み方法について、心身機能支援、生活支援における各専門領域の視点で、考案・開発する実践的な研究能力を有している。	科学的視点、包括的視点 健康に関する幅広い視点 実践的な研究能力の素地 「健康科学特論」 「健康科学研究方法特論」 「保健医療福祉システム特論」 「生体情報科学特論」 「臨床免疫学特論」 「保健医療統計学特論」 「保健医療福祉とリハビリテーション」 「英語文献講読」	リハビリテーション学の基盤となる 幅広い知識に関する科目が対応 【リハビリテーション学分野】 「リハビリテーション研究方法論」	複合的な健康課題を考察し、課題を解決するための心身機能支援に関する実践的な研究能力 【心身機能支援コース】 「リハビリテーション学特別研究（心身機能支援）」  複合的な健康課題を考察し、課題を解決するための生活支援に関する実践的な研究能力 【生活支援コース】 「リハビリテーション学特別研究（生活支援）」	「教育原論」「教育方法論」	
リハ D P 4	保健医療福祉の現場や地域における潜在的・顕在的なニーズや課題をリハビリテーション学の観点から明確にし、その解決に向けた科学的かつ専門職連携に基づく協働的な方法を提示できる。	科学的視点 地域社会に関する幅広い視点 他の専門職の理解・協働 「専門職連携特論」 「保健医療管理特論」 「保健医療福祉システム特論」 「生体情報科学特論」 「保健医療福祉とリハビリテーション」	リハビリテーション専門職に関する 理解・協働 「コンサルテーション特論」 「ヘルスポモーション論」 「医療安全学特論」 「専門職連携演習」 + 「看護学分野の科目」 （2単位まで修了要件に参入可能）	学んだ知識・技術を統合し心身機能支援に関する観点から複合的な健康課題の解決能力へと展開 【心身機能支援コース】 「リハビリテーション学特別研究（心身機能支援）」  学んだ知識・技術を統合し生活支援に関する観点から複合的な健康課題の解決能力へと展開 【生活支援コース】 「リハビリテーション学特別研究（生活支援）」	「教育原論」	

【資料3-3】 令和健康科学大学大学院 健康科学研究科の3つのポリシー関連表(看護学分野)



【資料3-4】 令和健康科学大学大学院 健康科学研究科の3つのポリシー相関表(リハビリテーション学分野)



【資料4】 令和健康科学大学大学院 健康科学研究科 科目と担当者とDP対応表

大学院教育課程 令和健康科学大学健康科学研究科 医療系健康科学専攻

領域等区分	科目名	配当年次		単位		科目担当者	取得単位	DP						
		年次	学期	必修	選択			自由	1	2	3	4		
基盤科目	健康科学特論	1	前期	2		西村、稲川、辻、白石	10 単位以上	○	○					
	健康科学研究方法特論	1	前期	2		西村、正野、白石、川原田		○	○	○				
	専門職連携特論	1	前期	2		白石、永崎、中山		○	○		○			
	保健医療倫理学特論	1	後期	2		児玉		○	○					
	保健医療管理学特論	1	前期	1		倉岡、近藤敏			○	○				
	保健医療福祉システム特論	1	後期	1		正野、田中(悟)、池田		○	○	○				
	生体情報科学特論	1	前期	1		田中(裕)、古後		○	○	○				
	臨床免疫学特論	1	後期	1		西村		○	○	○				
	保健医療統計学特論	1	後期	1		馬場、玉利			○	○				
	保健医療社会学特論	1	後期	1		中川(非)			○					
	保健医療福祉とリハビリテーション	1	前期	1		稲川、中山、永崎、山根、正野		○	○	○				
	英語文献講読	1	後期	1		竹元			○	○				
小計(12科目)				9	7									
分野共通科目	統合分野	コンサルテーション特論	1	後期	1	白石、齋藤	8 単位以上		○					
		ヘルスプロモーション論	1	前期	1	田中(真)、小西、岡、齋藤			○					
		医療安全学特論	1	後期	1	倉岡			○					
		専門職連携演習	2	前期	1	白石、正野、永崎、中山		○	○		○			
	看護学分野	看護実践理論特論	1	前期	1	児玉			○					
		看護研究方法論	1	後期	1	正野、寺岡		○	○					
		看護政策論	1	後期	1	倉岡			○					
	リハビリテーション分野	看護教育学	1	前期	1	花田、辻、児玉			○					
		リハビリテーション研究方法論	1	後期	1	玉利、奈良		○	○					
		リハビリテーション管理学特論	1	後期	1	近藤(敏)、溝田			○					
心身機能計測技術論		1	前期	1	古後、吉澤、近藤(昭)、江口		○							
	生活機能計測技術論	1	前期	1	田中(悟)、谷川、北村		○							
	福祉住環境特論	1	前期	1	溝田、川原田		○							
小計(13科目)				8	5									
コース専門科目	看護学教育・人材育成コース	看護管理学特論	1	前期	2	倉岡	6 単位以上		○	○				
		看護管理学演習	2	前期	2	倉岡			○	○				
		看護教育学特論	1	後期	2	花田、辻、児玉、梅木		○	○	○				
		看護教育学演習	2	前期	2	花田、辻、児玉、梅木		○	○	○				
		精神看護学特論	1	前期	2	白石、齋藤			○					
		精神看護学演習	2	前期	2	白石、齋藤			○					
		地域・在宅看護学特論	1	前期	2	正野、馬場			○					
		地域・在宅看護学演習	2	前期	2	正野、馬場、池田			○					
		看護学特別研究(看護管理学領域)	1~2	通年	8	倉岡		8 単位	○	○	○			
		看護学特別研究(看護教育学領域)	1~2	通年	8	花田、辻、児玉			○	○	○			
		看護学特別研究(地域包括ケア領域)	1~2	通年	8	正野、白石(齋藤)、馬場			○	○	○			
	小計(11科目)				40									
	実践看護学コース	高度実践看護特論	1	後期	1	増山、富永	1 7 単位		○					
		臨床推論	1	通年	2	増山、富永、苑田			○					
		病態生理学特論	1	通年	2	山口、非常勤(4名)			○					
疾病特論		1	通年	2	山口、非常勤(8名)			○						
フィジカルアセスメント演習		1	通年	2	増山、苑田、富永、非常勤(3名)			○						
看護学特別研究(実践看護学)		1~2	通年	8	田中裕、富永、増山	○		○	○					
小計(6科目)				17										
心身機能支援コース	運動機能支援特論	1	後期	2	田中(真)、古後、北村	6 単位以上		○						
	運動機能支援演習	2	前期	1	田中(真)、古後、北村			○						
	脳機能支援特論	1	後期	2	中山、山口、玉利、岡			○						
	脳機能支援演習	2	前期	1	中山、山口、玉利、岡			○						
	摂食嚥下機能支援特論	1	後期	2	森下			○						
	摂食嚥下機能支援演習	2	前期	1	森下			○						
	リハビリテーション学特別研究(心身機能支援)	1~2	通年	8	森下、玉利、古後、田中(真)(北村)、岡		8 単位	○	○	○				
	小計(7科目)				17									
	生活支援コース	生活機能支援特論	1	後期	2		山根、溝田、近藤敏	6 単位以上		○				
生活機能支援演習		2	前期	1	山根、溝田、近藤敏		○							
生活環境支援特論		1	後期	2	谷川、田中(悟)		○							
生活環境支援演習		2	前期	1	谷川、田中(悟)		○							
福祉工学支援特論		1	後期	2	永崎、奈良、川原田		○							
福祉工学支援演習		2	前期	1	永崎、奈良、川原田		○							
リハビリテーション学特別研究(生活支援)	1~2	通年	8	近藤敏、永崎、奈良、川原田、田中(悟)(谷川)、山根、溝田	8 単位	○	○	○						
小計(7科目)				17										

領域等区分	科目名	配当年次		単位		科目担当者	取得単位	NPアドバンス DP								
		年次	学期	必修	選択			自由	1	2	3	4	5	6	7	
NP養成関係	チーム医療・看護管理特論	2	前期		2	倉岡	自由科目						○	○		
	人体構造機能論	1	通年		1	田中(裕)、非常勤(1名)		○								
	臨床薬理学特論	1	通年		2	富永、非常勤(6名)		○	○							
	呼吸器・循環器治療のための実践演習	1	通年		4	富永、非常勤(4名)			○	○						
	ドレーン管理のための実践演習	2	前期		2	非常勤(3名)			○	○						
	疾病と治療 カテーテル管理と創傷管理	1	通年		4	非常勤(4名)			○	○						
	疾病と治療 薬物治療Ⅰ	1	通年		4	非常勤(6名)		○	○	○						
	疾病と治療 薬物治療Ⅱ	1	通年		4	非常勤(4名)		○	○	○						
	NP実習	2	通年		16	富永、増山、後小路、非常勤(8名)		○	○	○	○	○	○	○	○	
	クリティカルケア特論	2	前期		2	増山、後小路		○	○	○	○	○	○	○	○	
	プライマリケア特論	2	前期		2	正野、後小路		○	○			○	○		○	
小計(11科目)					43											
								DP								
								1	2	3	4					
教育関係	教育原論	1	前期		2	木村(非)			○	○	○					
	教育方法論	1	後期		2	押井(非)		○	○	○						
小計(2科目)					4											

**NPアドバンスDP**  
 1) 包括的健康アセスメント能力  
 2) 医療処置・管理の実践能力  
 3) 熟練した看護実践能力  
 4) 看護マネジメント能力  
 5) チームワーク・協働能力  
 6) 医療保健福祉制度の活用・開発能力  
 7) 倫理的意思決定能力

**コース専門科目の「特別研究」の履修について**  
 1) 各コースで、特別研究(8単位)を必ず選択する。  
 2) 「看護学教育・人材育成コース」については看護管理学、看護教育学、地域包括ケアの3つの領域の内、一つの特別研究(8単位)を選択する。

【資料5】

令和健康科学大学大学院 健康科学研究科 カリキュラム進捗表

※(必)は必修科目、(選)は選択科目、数字は単位数を表す

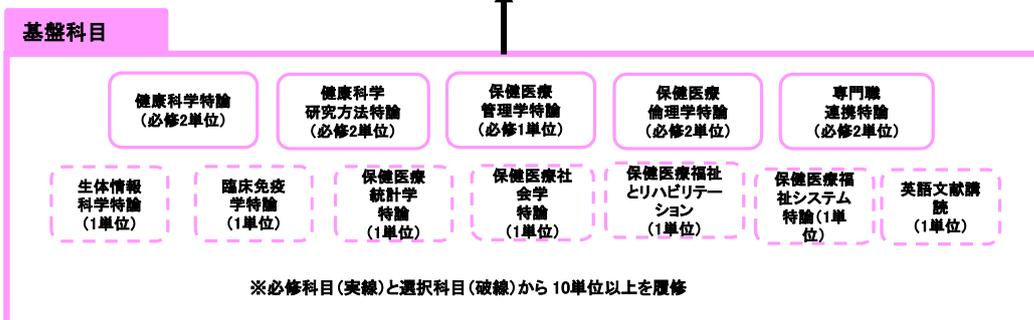
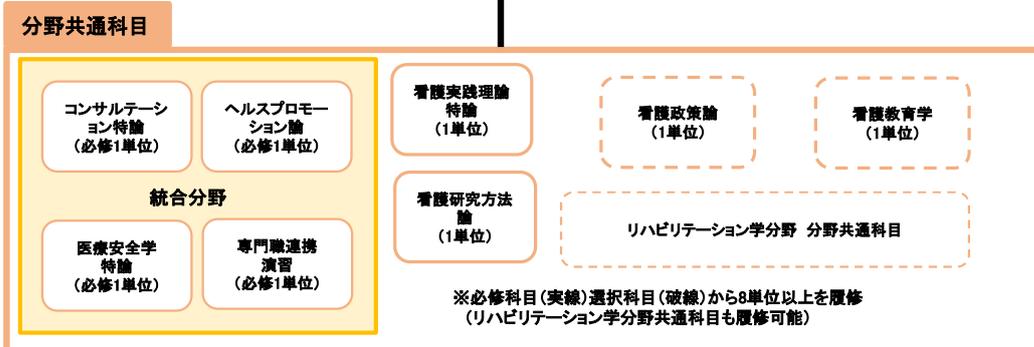
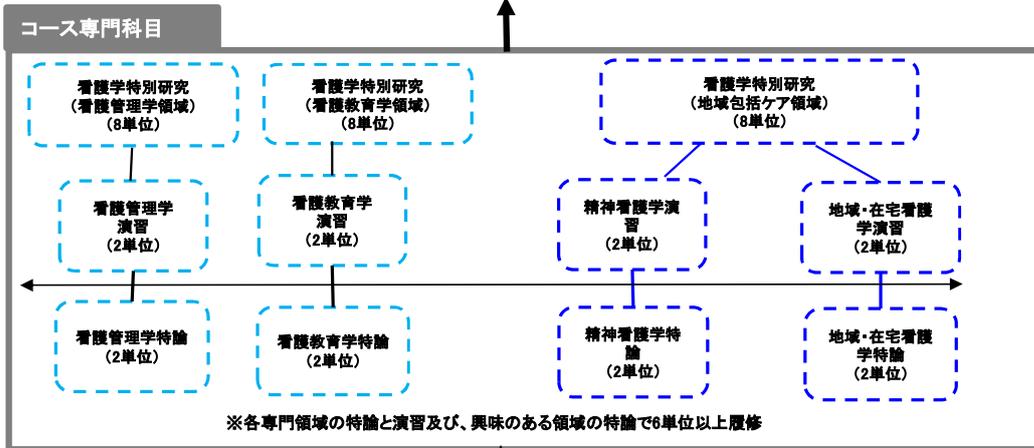
		健康科学研究科 医療系健康科学専攻										
領域等 区分	年次 学期	基盤科目	分野共通科目			コース専門科目				自由科目		
			統合分野	看護学分野	リハビリテーション学分野	看護学教育・人材育成コース	実践看護学コース	心身機能支援コース	生活支援コース	NP養成関係	教育関係	
2	通年										NP実習(選)⑩	
	前期		専門職連携演習(必)①			看護管理学演習(選)② 看護教育学演習(選)② 精神看護学演習(選)② 地域・在宅看護学演習(選)②		運動機能支援演習(選)① 脳機能支援演習(選)① 摂食嚥下機能支援演習(選)①	生活機能支援演習(選)① 生活環境支援演習(選)① 福祉工学支援演習(選)①	チーム医療・看護管理特論(選)② ドレーン管理のための実践演習(選)② クリティカルケア特論(選)② プライマリケア特論(選)②		
1 1 2	通年					看護学特別研究(看護管理学領域)(選)⑧ 看護学特別研究(看護教育学領域)(選)⑧ 看護学特別研究(地域包括ケア領域)(選)⑧	看護学特別研究(実践看護学)(選)⑧	リハビリテーション学特別研究(心身機能支援)(選)⑧	リハビリテーション学特別研究(生活支援)(選)⑧			
1	通年						臨床推論(選)② 病態生理学特論(選)② 疾病特論(選)② フィジカルアセスメント演習(選)②			人体構造機能論(選)① 臨床薬理学特論(選)② 呼吸器・循環器治療のための実践演習(選)④ カテーテル管理と創傷管理(選)④ 疾病と治療 薬物治療II(選)④		
	後期	保健医療倫理学特論(必)② 保健医療福祉システム特論(選)① 臨床免疫学特論(選)① 保健医療統計学特論(選)① 保健医療社会学特論(選)① 英語文献講読(選)①	コンサルテーション特論(必)① 医療安全学特論(必)①	看護研究方法論(必)① 看護政策論(選)①	リハビリテーション研究方法論(必)① リハビリテーション管理学特論(必)①	看護教育学特論(選)②	高度実践看護特論(選)①	運動機能支援特論(選)② 脳機能支援特論(選)② 摂食嚥下機能支援特論(選)②	生活機能支援特論(選)② 生活環境支援特論(選)② 福祉工学支援特論(選)②	教育方法論(選)②		
	前期	健康科学特論(必)② 健康科学研究方法特論(必)② 専門職連携特論(必)② 保健医療管理学特論(必)① 生体情報科学特論(選)① 保健医療福祉とリハビリテーション(選)①	ヘルスプロモーション論(必)①	看護実践理論特論(必)① 看護教育学(選)①	心身機能計測技術論(選)① 生活機能計測技術論(選)① 福祉住環境特論(選)①	看護管理学特論(選)② 精神看護学特論(選)② 地域・在宅看護学特論(選)②				教育原論(選)②		

【資料6】 令和健康科学大学大学院 健康科学研究科 コース別 カリキュラムツリー

看護学分野 看護学教育・人材育成コース カリキュラムツリー 修学要件:32単位以上

D P	1. 健康支援が必要な人々やその家族を理解し、地域社会で支援できる柔軟で豊かな人間性と医療人としての倫理観を有している。	2. 医療人として健康課題を解決するために必要な看護学の専門分野に関する高度な知識、判断能力、臨床・臨地実践で活用できる看護技術とマネジメント能力を修得している。	3. 地域社会における対象者の身体的・精神的・社会的な健康状態を科学的かつ包括的に評価し、看護学の観点から、保健医療福祉の質向上に必要となる取り組み方法について、看護教育学、看護管理学、地域包括ケア、看護実践学における各専門領域の視点で、考案・開発する実践的な研究能力を有している。	4. 保健医療福祉の現場や地域における潜在的・顕在的なニーズや課題を看護学の観点から明確にし、その解決に向けた科学的かつ専門職連携に基づく協働的な方法を提示できる。
--------	--	---	---	--

学位論文審査

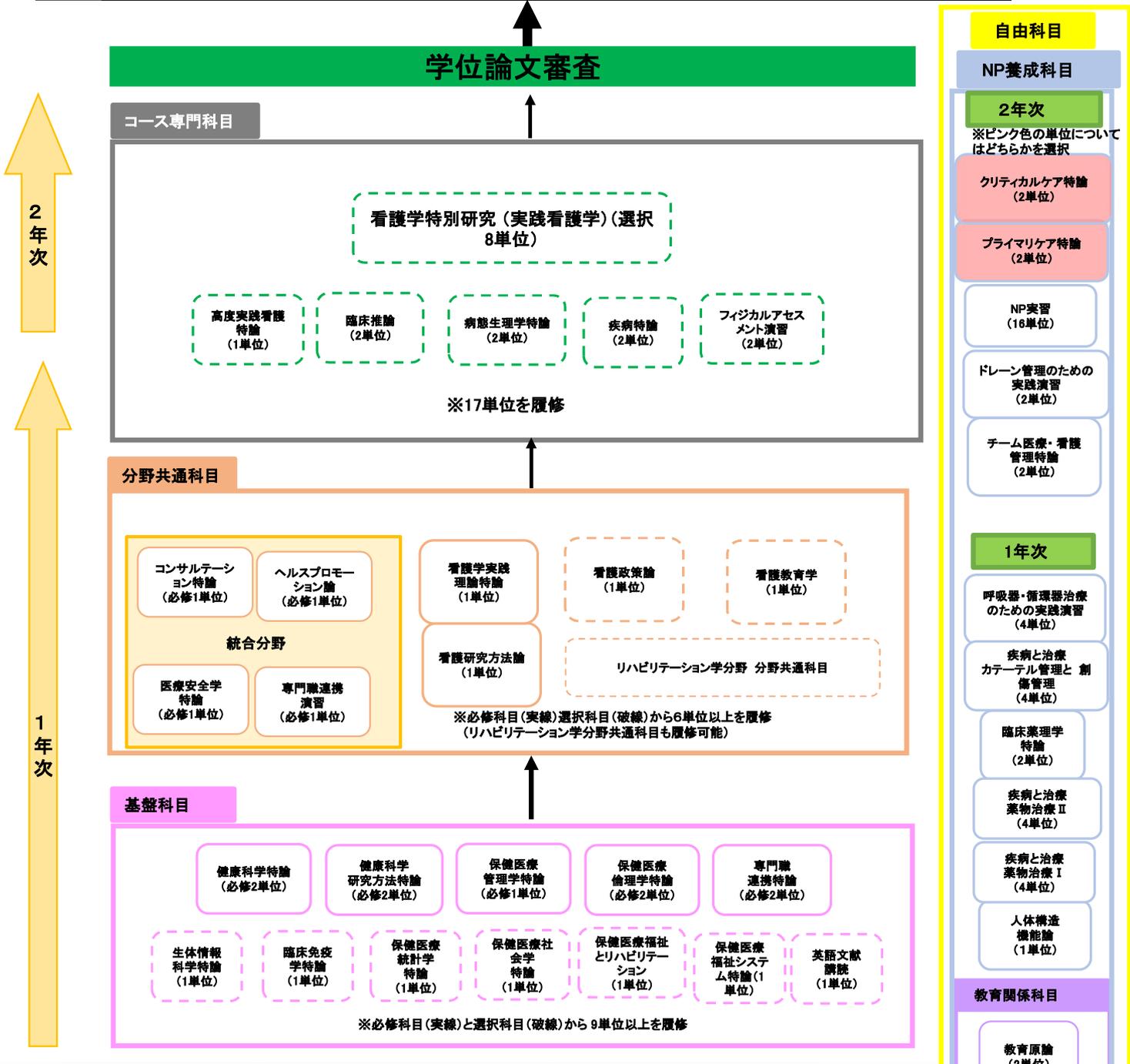


2 年次

1 年次

C P	<p>【基盤科目の方針】</p> <p>異なる専門性や背景を有する専門職者が互いの専門性を理解し、協働的に学ぶことで、人間の健康、健康科学の考え方、地域社会、専門職連携に関する理解を深め、課題解決力の基礎となる能力を育成するために、基盤科目を設置する。(基盤科目の方針)</p>	<p>【分野共通科目の方針】</p> <p>専門職者として必要な専門性を高めると共に、マネジメント能力、研究能力を育成し、また、看護学分野とリハビリテーション分野を横断的に学び、学んだ内容を統合することで健康課題の対応力を高めるために分野共通科目を設置する。(CP2-1:分野共通科目)</p> <p>健康課題の対応力を高められるように、看護学分野とリハビリテーション分野を横断的に学び、学んだ内容を統合するための科目を分野共通科目の統合分野科目に設置する。(CP2-2:分野共通科目の統合分野)</p>	<p>【コース専門分野の方針】</p> <p>専門性を深め、健康を支援するために必要となる高度な知識と優れた技術を修得し、さらに実践的な研究能力を育成するために、コース専門科目を設置する。(CP3-1:コース専門科目の方針)</p> <p>健康科学を基盤とした実践能力および研究能力の向上、ならびに教育と管理に貢献できる人材の育成するために、看護学分野及びリハビリテーション学分野を設置する。看護学分野の看護学教育・人材育成コースでは、各看護専門領域の課題を研究として発展させ、研究能力を有した人材の育成を目的とする科目として、看護管理学領域・看護教育学領域・地域包括ケア領域の各看護学特別研究、8単位を配置する。(CP3-2:コース専門科目の方針、コースの方針)</p>	<p>【自由科目の方針】</p> <p>診療看護師(NP)を希望する学生に向けてはNP養成関係科目を、教職を希望する学生に向けては教育関係科目を自由科目として設置する。(自由科目の方針; NP養成科目・教育関係科目)</p>
--------	---	--	--	--

D P	1. 健康支援が必要な人々やその家族を理解し、地域社会で支援できる柔軟で豊かな人間性と医療人としての倫理観を有している。	2. 医療人として健康課題を解決するために必要な看護学の専門分野に関する高度な知識、判断能力、臨床・臨地実践で活用できる看護技術とマネジメント能力を修得している。	3. 地域社会における対象者の身体的・精神的・社会的な健康状態を科学的かつ包括的に評価し、看護学の観点から、保健医療福祉の質向上に必要となる取り組み方法について、看護教育学、看護管理学、地域包括ケア、看護実践学における各専門領域の視点で、考案・開発する実践的な研究能力を有している。	4. 保健医療福祉の現場や地域の潜在的・顕在的なニーズや課題を看護学の観点から明確にし、その解決に向けた科学的かつ専門職連携に基づく協働的な方法を提示できる。
--------	--	---	---	---



自由科目

NP養成科目

2年次

※ピンク色の単位についてはどちらかを選択

クリティカルケア特論 (2単位)

プライマリケア特論 (2単位)

NP実習 (16単位)

ドレーン管理のための実践演習 (2単位)

チーム医療・看護管理特論 (2単位)

1年次

呼吸器・循環器治療のための実践演習 (4単位)

疾病と治療カテーテル管理と創傷管理 (4単位)

臨床薬理学特論 (2単位)

疾病と治療薬物治療Ⅱ (4単位)

疾病と治療薬物治療Ⅰ (4単位)

人体構造機能論 (1単位)

教育関係科目

教育原論 (2単位)

教育方法論 (2単位)

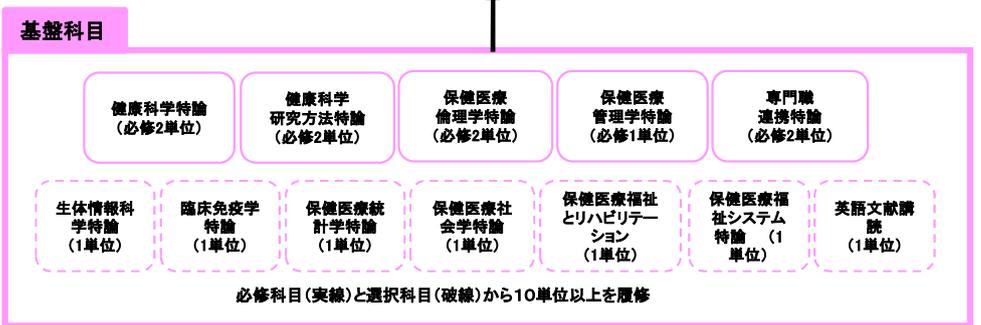
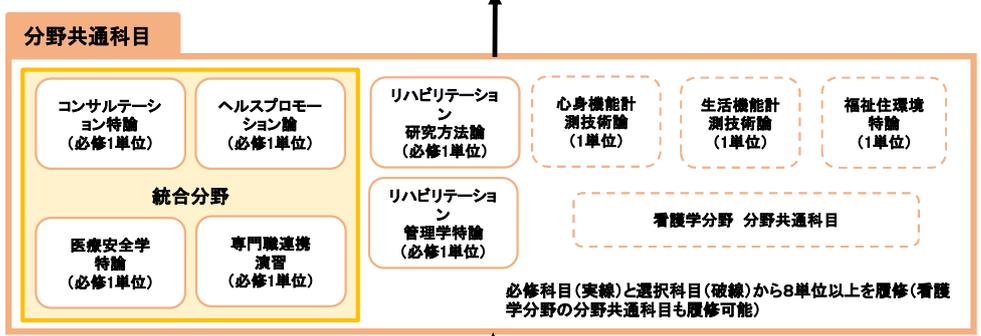
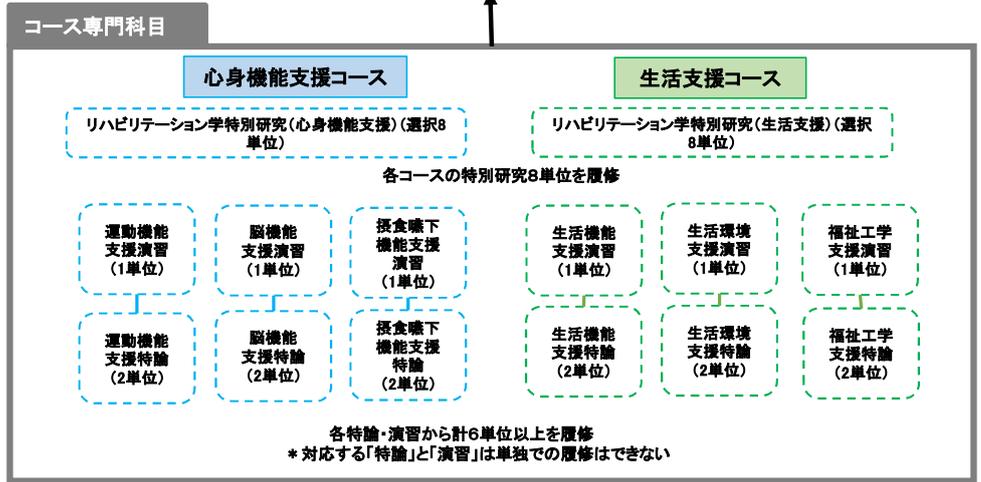
\* 教育関係科目は修了要件に含まない

C P	<p><b>【基盤科目の方針】</b> 異なる専門性や背景を有する専門職者が互いの専門性を理解し、協働的に学ぶことで、人間の健康、健康科学の考え方、地域社会、専門職連携に関する理解を深め、課題解決力の基礎となる能力を育成するために、基盤科目を設置する。(基盤科目の方針)</p>	<p><b>【分野共通科目の方針】</b> 専門職者として必要な専門性をより高めると共に、マネジメント能力、研究能力を育成し、また、看護学分野とリハビリテーション学分野を横断的に学び、学んだ内容を統合することで健康課題の対応力を高めるために分野共通科目を設置する。(CP2-1:分野共通科目) 健康課題の対応力を高められるように、看護学分野とリハビリテーション学分野を横断的に学び、学んだ内容を統合するための科目を分野共通科目の統合分野科目に設置する。(CP2-2:分野共通科目の統合分野)</p>	<p><b>【コース専門分野の方針】</b> 専門性を深め、健康を支援するために必要となる高度な知識と優れた技術を修得し、さらに実践的な研究能力を育成するために、コース専門科目を設置する。(GP3-1:コース専門科目の方針) 健康科学を基盤とした実践能力および研究能力の向上、ならびに教育と管理に貢献できる人材の育成のために、看護学分野及びリハビリテーション学分野を設置する。看護学分野の、実践看護学コースでは、実践看護学の課題を研究として発展させ、研究能力を有する人材の育成を目的として、実践看護学の看護学特別研究8単位を配置する。(GP3-2:コース専門科目の分野の方針、コースの方針)</p>	<p><b>【自由科目の方針】</b> 診療看護師(NP)を希望する学生に向けてはNP養成関係科目を、教職を希望する学生に向けては教育関係科目を自由科目として設置する。(自由科目の方針;NP養成科目・教育関係科目)</p>
--------	---	---	---	---

D P	1. 健康支援が必要な人々やその家族を理解し、地域社会で支援できる柔軟で豊かな人間性と医療人としての倫理観を有している。	2. 医療人として健康課題を解決するために必要なリハビリテーション学の専門分野に関する高度な知識、判断能力、臨床・臨地実践で活用できるリハビリテーション技術とマネジメント能力を修得している。	3. 地域社会における対象者の身体的・精神的・社会的な健康状態を科学的かつ包括的に評価し、リハビリテーション学の観点から、保健医療福祉の質向上に必要な取り組み方法について、心身機能支援、生活支援における各専門領域の視点で、考案・開発する実践的な研究能力を有している。	4. 保健医療福祉の現場や地域の潜在的・顕在的なニーズや課題をリハビリテーション学の観点から、明確にし、その解決に向けた科学的かつ専門職連携に基づく協働的な方法を提示できる。
--------	--	---	---	---



学位論文審査



C P	<p>【基盤科目の方針】</p> <p>異なる専門性や背景を有する専門職者が互いの専門性を理解し、協働的に学ぶことで、人間の健康、健康科学の考え方、地域社会、専門職連携に関する理解を深め、課題解決の基礎となる能力を育成するために、基盤科目を設置する。(基盤科目の方針)</p>	<p>【分野共通科目の方針】</p> <p>専門職者として必要な専門性をより高めると共に、マネジメント能力、研究能力を育成し、また、看護学分野とリハビリテーション学分野を横断的に学び、学んだ内容を統合することで健康課題の対応力を高めるために分野共通科目を設置する。(CP2-1: 分野共通科目)</p> <p>健康課題の対応力を高められるように、看護学分野とリハビリテーション学分野を横断的に学び、学んだ内容を統合するための科目を分野共通科目の統合分野科目に設置する。(CP2-2: 分野共通科目の統合分野)</p>	<p>【コース専門分野の方針】</p> <p>専門性を深め、健康を支援するために必要となる高度な知識と優れた技術を修得しさらに実践的な研究能力を育成するために、コース専門科目を設置する。(CP3-1: コース専門科目の方針)</p> <p>健康科学を基盤とした実践能力および研究能力の向上、ならびに教育と管理に貢献できる人材の育成のために、看護学分野及びリハビリテーション学分野を設置する。リハビリテーション学分野は、心身機能支援コースと生活支援コースを設置し、複合的な健康課題を考察できる能力を有する人材および、その課題を解決するための研究能力を有する人材の育成を目的とする科目として、心身機能支援、生活支援のリハビリテーション学特別研究、各8単位を配置する。(CP3-2: コース専門科目の分野の方針、コースの方針)</p>	<p>【自由科目の方針】</p> <p>診療看護師(NP)を希望する学生に向けてはNP養成関係科目を、教職を希望する学生に向けては教育関係科目を自由科目として設置する。(自由科目の方針; NP養成科目・教育関係科目)</p>
--------	--	--	--	--

【資料 7】 令和健康科学大学大学院 健康科学研究科 コース別 履修モデル

履修モデルと履修スケジュール（看護学分野）

【看護学教育・人材育成コース：看護管理学領域】

1. 履修科目

区分	科目名	単位数	履修年次
基盤科目	健康科学特論（必修）	2	1 年前期
	健康科学研究方法特論（必修）	2	1 年前期
	専門職連携特論（必修）	2	1 年前期
	保健医療倫理学特論（必修）	2	1 年後期
	保健医療管理学特論（必修）	1	1 年前期
	保健医療福祉システム特論（選択）	1	1 年後期

小計 10 単位

分野共通科目	統合分野	コンサルテーション特論（必修）	1	1 年後期
		ヘルスプロモーション論（必修）	1	1 年前期
		医療安全学特論（必修）	1	1 年後期
		専門職連携演習（必修）	1	2 年前期
	看護学分野	看護実践理論特論（必修）	1	1 年前期
		看護研究方法論（必修）	1	1 年後期
		看護政策論（必修）	1	1 年後期
		看護教育学（選択）	1	1 年前期

小計 8 単位

コース専門科目	看護管理学特論（必修）	2	1 年前期
	看護管理学演習（必修）	2	2 年前期
	看護教育学特論（選択）	2	1 年後期
	看護学特別研究（看護管理学領域）（必修）	8	1～2 年通年

小計 14 単位

総計 32 単位

2. 学年、学期ごとの履修スケジュール

月	前学期						後学期					
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
1年次	健康科学特論（必修）						保健医療倫理学特論（必修）					
	健康科学研究方法特論（必修）						保健医療福祉システム特論（選択）					
	専門職連携特論（必修）						コンサルテーション特論（必修）					
	保健医療管理学特論（必修）						医療安全学特論（必修）					
	ヘルスプロモーション論（必修）						看護政策論（必修）					
	看護実践理論特論（必修）						看護研究方法論（必修）					
	看護教育学（選択）						看護教育学特論（選択）					
	看護管理学特論（必修）											
2年次	専門職連携演習（必修）											
	看護管理学演習（必修）											
1～2年 通年	看護学特別研究（看護管理学領域）（必修）											

## 履修モデルと履修スケジュール（看護学分野）

### 【看護学教育・人材育成コース：看護教育学領域】

#### 3. 履修科目

区分	科目名	単位数	履修年次
基盤科目	健康科学特論（必修）	2	1年前期
	健康科学研究方法特論（必修）	2	1年前期
	専門職連携論（必修）	2	1年前期
	保健医療倫理学特論（必修）	2	1年後期
	保健医療管理学特論（必修）	1	1年前期
	英語文献講読（選択）	1	1年後期

小計 10 単位

分野共通科目	統合分野	コンサルテーション特論（必修）	1	1年後期
		ヘルスプロモーション論（必修）	1	1年前期
		医療安全学特論（必修）	1	1年後期
		専門職連携演習（必修）	1	2年前期
	看護学分野	看護実践理論特論（必修）	1	1年前期
		看護研究方法論（必修）	1	1年後期
		看護政策論（選択）	1	1年後期
		看護教育学（必修）	1	1年前期

小計 8 単位

コース専門科目	看護教育学特論（必修）	2	1年後期
	看護教育学演習（必修）	2	2年前期
	看護管理学特論（選択）	2	1年前期
	看護学特別研究（看護教育学領域） （必修）	8	1～2年通年

小計 14 単位

総計 32 単位

4. 学年、学期ごとの履修スケジュール

月	前学期						後学期					
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
1年次	健康科学特論（必修）						保健医療倫理学特論（必修）					
	健康科学研究方法特論（必修）						コンサルテーション特論（必修）					
	専門職連携特論（必修）						医療安全学特論（必修）					
	保健医療管理学特論（必修）						看護研究方法論（必修）					
	ヘルスプロモーション論（必修）						看護政策論（選択）					
	看護実践理論特論（必修）						英語文献講読（選択）					
	看護教育学（必修）						看護教育学特論（必修）					
2年次	看護管理学特論（選択）											
	専門職連携演習（必修）											
1～2年 通年	看護教育学演習（必修）											
	看護学特別研究（看護教育学）（必修）											

## 履修モデルと履修スケジュール（看護学分野）

### 【看護学教育・人材育成コース：地域包括ケア領域】

\*分野共通科目のリハビリテーション学分野科目を履修する場合

#### 1. 履修科目

区分	科目名	単位数	履修年次
基盤科目	健康科学特論（必修）	2	1年前期
	健康科学研究方法特論（必修）	2	1年前期
	専門職連携特論（必修）	2	1年前期
	保健医療倫理学特論（必修）	2	1年後期
	保健医療管理学特論（必修）	1	1年前期
	保健医療福祉システム特論（選択）	1	1年後期

小計 10 単位

分野共通科目	統合分野	コンサルテーション特論（必修）	1	1年後期
		ヘルスプロモーション論（必修）	1	1年前期
		医療安全学特論（必修）	1	1年後期
		専門職連携演習（必修）	1	2年前期
	看護学分野	看護実践理論特論（必修）	1	1年前期
		看護研究方法論（必修）	1	1年後期
		看護政策論（選択）	1	1年後期
リハビリテーション学分野	福祉住環境特論（選択）	1	1年前期	

小計 8 単位

コース専門科目	地域・在宅看護学特論（必修）	2	1年前期
	精神看護学特論（必修）	2	1年前期
	地域・在宅看護学演習 or 精神看護学演習（必修）	2	2年前期
	看護学特別研究（地域包括ケア領域）（必修）	8	1～2年通年

小計 14 単位

総計 32 単位

2. 学年、学期ごとの履修スケジュール

月	前学期						後学期					
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
1 年次	健康科学特論（必修）						保健医療倫理学特論（必修）					
	健康科学研究方法特論（必修）						保健医療福祉システム特論（選択）					
	専門職連携特論（必修）						コンサルテーション特論（必修）					
	保健医療管理学特論（必修）						医療安全学特論（必修）					
	ヘルスプロモーション論（必修）						看護研究方法論（必修）					
	看護実践理論特論（必修）						看護政策論（選択）					
	福祉住環境特論（選択）											
	地域・在宅看護学特論（必修）											
2 年次	精神看護学特論（必修）											
	専門職連携演習（必修）											
1～2 年 通年	地域・在宅看護学演習 or 精神看護学演習（必修）											
	看護学特別研究（地域包括ケア領域）（必修）											

## 履修モデルと履修スケジュール（看護学分野）

### 【実践看護学コース】

#### 5. 履修科目

区分	科目名	単位数	履修年次
基盤科目	健康科学特論（必修）	2	1年前期
	健康科学研究方法特論（必修）	2	1年前期
	保健医療倫理学特論（必修）	2	1年後期
	専門職連携特論（必修）	2	1年前期
	保健医療管理学特論（必修）	1	1年前期

小計 9単位

分野共通科目	統合分野	コンサルテーション特論（必修）	1	1年後期
		ヘルスプロモーション論（必修）	1	1年前期
		医療安全学特論（必修）	1	1年後期
		専門職連携演習（必修）	1	2年前期
	看護学分野	看護実践理論特論（必修）	1	1年前期
		看護研究方法論（必修）	1	1年後期

小計 6単位

コース専門科目	高度実践看護特論（必修）	1	1年後期
	臨床推論（必修）	2	1年通年
	病態生理学特論（必修）	2	1年通年
	疾病特論（必修）	2	1年通年
	フィジカルアセスメント演習（必修）	2	1年通年
	看護学特別研究（実践看護学）（必修）	8	1～2年通年

小計 17単位

総計 32単位

6. 学年、学期ごとの履修スケジュール

月	前学期						後学期					
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
1年次	健康科学特論（必修）						保健医療倫理学特論（必修）					
	健康科学研究方法特論（必修）						コンサルテーション特論（必修）					
	専門職連携特論（必修）						看護研究方法論（必修）					
	保健医療管理学特論（必修）						医療安全学特論（必修）					
	ヘルスプロモーション論（必修）						高度実践看護特論（必修）					
	看護実践理論特論（必修）											
	臨床推論（必修）											
	病態生理学特論(必修)											
	疾病特論（必修）											
	フィジカルアセスメント演習（必修）											
2年次	専門職連携演習（必修）											
1～2年 通年	看護学特別研究（実践看護学）（必修）											

## 履修モデルと履修スケジュール（看護学分野）

### 【実践看護学コース；NP 養成関係科目】

#### 7. 履修科目

区分	科目名	単位数	履修年次
基盤科目	健康科学特論（必修）	2	1年前期
	健康科学研究方法特論（必修）	2	1年前期
	保健医療倫理学特論（必修）	2	1年後期
	専門職連携特論（必修）	2	1年前期
	保健医療管理学特論（必修）	1	1年前期

小計 9 単位

分野共通科目	統合分野	コンサルテーション特論（必修）	1	1年後期
		ヘルスプロモーション論（必修）	1	1年前期
		医療安全学特論（必修）	1	1年後期
		専門職連携演習（必修）	1	2年前期
	看護学分野	看護実践理論特論（必修）	1	1年前期
		看護研究方法論（必修）	1	1年後期

小計 6 単位

コース専門科目	高度実践看護特論（必修）	1	1年後期
	病態生理学特論（必修）	2	1年通年
	疾病特論（必修）	2	1年通年
	臨床推論（必修）	2	1年通年
	フィジカルアセスメント演習（必修）	2	1年通年
	看護学特別研究（実践看護学）（必修）	8	1～2年通年

小計 17 単位

自由科目 NP 養成関係	人体構造機能論（必修）	1	1 年通年
	臨床薬理学特論（必修）	2	1 年通年
	呼吸器・循環器治療のための実践演習 （必修）	4	1 年通年
	疾病と治療 カテーテル管理と創傷管理 （必修）	4	1 年通年
	疾病と治療 薬物治療 I （必修）	4	1 年通年
	疾病と治療 薬物治療 II（必修）	4	1 年通年
	チーム医療・看護管理特論（必修）	2	2 年前期
	ドレーン管理のための実践演習 （必修）	2	2 年前期
	クリティカルケア特論、もしくは プライマリケア特論 （いずれか 1 科目以上選択）	2	2 年前期
	NP 実習（必修）	16	2 年通年

小計 41 単位

総計 73 単位

8. 学年、学期ごとの履修スケジュール

月	前学期						後学期					
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
1年次	健康科学特論（必修）						保健医療倫理学特論（必修）					
	健康科学研究方法特論（必修）						コンサルテーション特論（必修）					
	専門職連携特論（必修）						看護研究方法論（必修）					
	保健医療管理学特論（必修）						医療安全学特論（必修）					
	ヘルスプロモーション論（必修）						高度実践看護特論（必修）					
	看護実践理論特論（必修）											
	人体構造機能論(必修)											
	臨床推論（必修）											
	病態生理学特論(必修)											
	疾病特論（必修）											
	フィジカルアセスメント演習（必修）											
	臨床薬理学特論（必修）											
	呼吸器・循環器治療のための実践演習（必修）											
	疾病と治療 カテーテル管理と創傷管理（必修）											
疾病と治療 薬物治療Ⅰ（必修）												
疾病と治療 薬物治療Ⅱ（必修）												
1～2年 通年	看護学特別研究（実践看護学）（必修）											
2年	専門職連携演習（必修）											
	チーム医療・看護管理特論（必修）											
	ドレーン管理のための実践演習（必修）											
	クリティカルケア特論、もしくはプライマリケア特論（いずれか1科目選択）											
2年通年	NP 実習（必修）											

## 履修モデルと履修スケジュール（リハビリテーション学分野）

### 【心身機能支援コース：運動機能】

\* 分野共通科目の看護分野科目を履修する場合

#### 1. 履修科目

区分	科目名	単位数	履修年次
基盤科目	健康科学特論（必修）	2	1年前期
	健康科学研究方法特論（必修）	2	1年前期
	保健医療管理学特論（必修）	1	1年前期
	保健医療倫理学特論（必修）	2	1年後期
	専門職連携特論（必修）	2	1年前期
	生体情報科学特論（選択）	1	1年前期

小計 10 単位

分野共通科目	統合分野	コンサルテーション特論（必修）	1	1年後期
		ヘルスプロモーション論（必修）	1	1年前期
		医療安全学特論（必修）	1	1年後期
		専門職連携演習（必修）	1	2年前期
	リハビリテーション学分野	リハビリテーション研究方法論（必修）	1	1年後期
		リハビリテーション管理学特論（必修）	1	1年後期
	看護学分野	心身機能計測技術論（選択） 1 単位	1	1年前期
	看護学分野	（看）看護政策論（選択） 1 単位	1	1年後期

小計 8 単位

コース専門科目	運動機能支援特論（必修）	2	1年後期
	運動機能支援演習（必修）	1	2年前期
	生活機能支援特論（選択）	2	1年後期
	生活機能支援演習（選択）	1	2年前期
	リハビリテーション学特別研究（心身機能支援）（必修）	8	1・2年通年

小計 14 単位

総計 32 単位

2. 学年、学期ごとの履修スケジュール

月	前学期						後学期					
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
1年次	健康科学特論（必修）						保健医療倫理学特論（必修）					
	健康科学研究方法特論（必修）						医療安全学特論（必修）					
	保健医療管理学特論（必修）						リハビリテーション管理学特論（必修）					
	専門職連携特論（必修）						リハビリテーション研究方法論（必修）					
	生体情報科学特論（選択）						コンサルテーション特論（必修）					
	ヘルスプロモーション論（必修）						看護政策特論（選択）					
	心身機能計測技術論（選択）						運動機能支援特論（必修）					
							生活機能支援特論（選択）					
2年次	専門職連携演習（必修）											
	運動機能支援演習（必修）											
	生活機能支援演習（選択）											
1～2年 通年	リハビリテーション学特別研究（心身機能支援）（必修）											

## 履修モデルと履修スケジュール（リハビリテーション学分野）

### 【生活支援コース：生活環境】

\* 分野共通科目の看護分野科目を履修しない場合

#### 1. 履修科目

区分	科目名	単位数	履修年次
基盤科目	健康科学特論（必修）	2	1年前期
	健康科学研究方法特論（必修）	2	1年前期
	保健医療管理学特論（必修）	1	1年前期
	保健医療倫理学特論（必修）	2	1年後期
	専門職連携特論（必修）	2	1年前期
	保健医療統計学特論（選択）	1	1年後期

小計 10 単位

分野共通科目	統合分野	コンサルテーション特論（必修）	1	1年後期
		ヘルスプロモーション論（必修）	1	1年前期
		医療安全学特論（必修）	1	1年後期
		専門職連携演習（必修）	1	2年前期
	リハビリテーション学分野	リハビリテーション研究方法論（必修）	1	1年後期
		リハビリテーション管理学特論（必修）	1	1年後期
		生活機能計測特論（選択） 1 単位	1	1年前期
		福祉住環境特論（選択）	1	1年前期

小計 8 単位

コース専門科目	生活環境支援特論（必修）	2	1年後期
	生活環境支援演習（必修）	1	2年前期
	福祉工学支援特論（選択）	2	1年後期
	福祉工学支援演習（選択）	1	2年前期
	リハビリテーション学特別研究 （生活支援）（必修）	8	1・2 年通年

小計 14 単位

総計 32 単位

2. 学年、学期ごとの履修スケジュール

月	前学期						後学期					
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
1年次	健康科学特論（必修）						保健医療倫理学特論（必修）					
	健康科学研究方法特論						保健医療統計学特論（選択）					
	保健医療管理学特論（必修）						コンサルテーション特論（必修）					
	専門職連携特論（必修）						医療安全学特論（必修）					
	ヘルスプロモーション論（必修）						リハビリテーション管理学特論 （必修）					
	福祉住環境特論（選択）						リハビリテーション研究方法論 （必修）					
	生活機能計測技術論（選択）						生活環境支援特論（必修）					
							福祉工学支援特論（選択）					
2年次	専門職連携演習（必修）											
	生活環境支援演習（必修）											
	福祉工学支援演習（選択）											
1～2年 通年	リハビリテーション学特別研究（生活支援）（必修）											

【資料8】

令和健康科学大学大学院 健康科学研究科 時間割表

※特別研究（1・2年通年）は、研究指導教員との相談のうえで適宜実施  
 ※自由科目 NP実習（2年通年）は福岡和白病院等で実施

前期

看護学教育・人材育成コース					実践看護学コース					心身機能支援コース					生活支援コース				
月	学年	科目	講師	教室	月	学年	科目	講師	教室	月	学年	科目	講師	教室	月	学年	科目	講師	教室
1限	1年				1限	1年				1限	1年				1限	1年			
	2年					2年					2年						2年		
2限	1年				2限	1年				2限	1年				2限	1年			
	2年					2年					2年						2年		
3限	1年				3限	1年				3限	1年				3限	1年			
	2年					2年					2年						2年		
4限	1年				4限	1年	人体構造機能論	田中(裕)、非常勤(1名)	1602A	4限	1年				4限	1年			
	2年					2年	ドレーン管理のための実践演習	非常勤(5名)	2305		2年						2年		
5限	1年	看護教育学	花田, 辻, 児玉	1602A	5限	1年	看護教育学	花田, 辻, 児玉	1602A	5限	1年				5限	1年			
	2年	看護管理学演習	倉岡	1508A		2年	ドレーン管理のための実践演習	非常勤(5名)	2305		2年						2年	生活機能支援演習	山根、溝田、近藤敏
6限	1年	生体情報科学特論	田中(裕), 古後	1602A	6限	1年	生体情報科学特論	田中(裕), 古後	1602A	6限	1年	生体情報科学特論	田中(裕), 古後	1602A	6限	1年	生体情報科学特論	田中(裕), 古後	1602A
	2年					2年					2年						2年		
看護学教育・人材育成コース					実践看護学コース					心身機能支援コース					生活支援コース				
1限	1年				1限	1年				1限	1年				1限	1年			
2限	1年				2限	1年				2限	1年				2限	1年			
3限	1年				3限	1年	臨床薬理学特論	山口、富永、非常勤(14名)	1602A	3限	1年				3限	1年			
	2年					2年					2年						2年		
4限	1年				4限	1年	呼吸器・循環器治療のための実践演習	非常勤(7名)	2305	4限	1年				4限	1年			
	2年					2年					2年						2年		
5限	1年	精神看護学特論	白石、齋藤	1602A	5限	1年	臨床推論	増山、富永、苑田、非常勤(10名)	1310A	5限	1年				5限	1年			
	2年	看護教育学演習	花田, 辻, 児玉, 梅木	1508A		2年					2年	運動機能支援演習	田中(真)、古後、北村	1406		2年	福祉工学支援演習	永崎、奈良、川原田	1405
6限	1年	保健医療福祉とリハビリテーション	稲川, 中山, 永崎, 山根, 正野	1602A	6限	1年	保健医療福祉とリハビリテーション	稲川, 中山, 永崎, 山根, 正野	1602A	6限	1年	保健医療福祉とリハビリテーション	稲川, 中山, 永崎, 山根, 正野	1602A	6限	1年	保健医療福祉とリハビリテーション	稲川, 中山, 永崎, 山根, 正野	1602A
	2年					2年					2年						2年		
看護学教育・人材育成コース					実践看護学コース					心身機能支援コース					生活支援コース				
1限	1年				1限	1年				1限	1年				1限	1年			
2限	1年				2限	1年				2限	1年				2限	1年			
3限	1年				3限	1年				3限	1年				3限	1年			
	2年					2年					2年						2年		
4限	1年				4限	1年	疾病と治療 カテーテル管理と創傷管理	非常勤(6名)	2305	4限	1年				4限	1年			
	2年					2年	チーム医療・看護管理特論	倉岡	1403		2年						2年		
5限	1年	看護管理学特論	倉岡	1602A	5限	1年	病態生理学特論	山口、非常勤(8名)	1310A	5限	1年				5限	1年			
	2年	精神看護学演習	白石、齋藤	1508A		2年	チーム医療・看護管理特論	倉岡	1403		2年	脳機能支援演習	中山、山口、玉利、岡	1406		2年			
6限	1年				6限	1年				6限	1年	心身機能計測技術論	古後、吉澤、近藤(昭)、江口	1406	6限	1年	心身機能計測技術論	古後、吉澤、近藤(昭)、江口	1406
	2年					2年					2年						2年		

木 看護学教育・人材育成コース					木 実践看護学コース					木 心身機能支援コース					木 生活支援コース				
限	学年	科目	講師	教室	限	学年	科目	講師	教室	限	学年	科目	講師	教室	限	学年	科目	講師	教室
1限	1年				1限	1年				1限	1年				1限	1年			
	2年					2年					2年						2年		
2限	1年				2限	1年				2限	1年				2限	1年			
	2年					2年					2年						2年		
3限	1年				3限	1年	疾病と治療 薬物治療Ⅰ	非常勤(6名)	1310A	3限	1年				3限	1年			
	2年					2年					2年						2年		
4限	1年				4限	1年	疾病と治療 薬物治療Ⅱ	非常勤(7名)	1310A	4限	1年				4限	1年			
	2年					2年	ドレーン管理のための実践演習	非常勤(5名)	2305		2年						2年		
5限	1年	地域・在宅看護学特論	正野, 馬場	1602A	5限	1年	疾病特論	山口、非常勤(19名)	1310A	5限	1年				5限	1年			
	2年					2年	ドレーン管理のための実践演習	非常勤(5名)	2305		2年	摂食嚥下機能支援演習	森下	1406		2年			
6限	1年				6限	1年				6限	1年	生活機能計測技術論	田中(悟)、谷川、北村	1406	6限	1年	生活機能計測技術論	田中(悟)、谷川、北村	1406
	2年					2年					2年					2年			
金 看護学教育・人材育成コース					金 実践看護学コース					金 心身機能支援コース					金 生活支援コース				
限	学年	科目	講師	教室	限	学年	科目	講師	教室	限	学年	科目	講師	教室	限	学年	科目	講師	教室
1限	1年				1限	1年				1限	1年				1限	1年			
	2年					2年					2年						2年		
2限	1年				2限	1年				2限	1年				2限	1年			
	2年					2年					2年						2年		
3限	1年				3限	1年				3限	1年				3限	1年			
	2年					2年					2年						2年		
4限	1年				4限	1年				4限	1年				4限	1年			
	2年					2年	クリティカルケアORプライマリケア特論	増山、後小路 正野、後小路	1403		2年						2年		
5限	1年				5限	1年	フィジカルアセスメント演習	増山、苑田、後小路、高永、非常勤(13名)	2305	5限	1年	福祉住環境特論	溝田、川原田	1406	5限	1年	福祉住環境特論	溝田、川原田	1406
	2年	地域・在宅看護学演習	正野, 馬場, 池田	1602A		2年	クリティカルケアORプライマリケア特論	増山、後小路 正野、後小路	1403		2年						2年		
6限	1年	教育原論	木村(非)	1602A	6限	1年	教育原論	木村(非)	1602A	6限	1年	教育原論	木村(非)	1602A	6限	1年	教育原論	木村(非)	1602A
	2年					2年					2年						2年		
土 看護学教育・人材育成コース					土 実践看護学コース					土 心身機能支援コース					土 生活支援コース				
限	学年	科目	講師	教室	限	学年	科目	講師	教室	限	学年	科目	講師	教室	限	学年	科目	講師	教室
1限	1年	健康科学特論	西村, 稲川, 辻, 白石	1602A	1限	1年	健康科学特論	西村, 稲川, 辻, 白石	1602A	1限	1年	健康科学特論	西村, 稲川, 辻, 白石	1602A	1限	1年	健康科学特論	西村, 稲川, 辻, 白石	1602A
	2年					2年					2年						2年		
2限	1年	健康科学研究法特論	西村, 正野, 白石, 川原田	1602A	2限	1年	健康科学研究法特論	西村, 正野, 白石, 川原田	1602A	2限	1年	健康科学研究法特論	西村, 正野, 白石, 川原田	1602A	2限	1年	健康科学研究法特論	西村, 正野, 白石, 川原田	1602A
	2年					2年					2年						2年		
3限	1年	専門職連携特論	白石, 永崎, 中山	1602A	3限	1年	専門職連携特論	白石, 永崎, 中山	1602A	3限	1年	専門職連携特論	白石, 永崎, 中山	1602A	3限	1年	専門職連携特論	白石, 永崎, 中山	1602A
	2年					2年					2年						2年		
4限	1年	保健医療管理学特論	倉岡, 近藤敏	1602A	4限	1年	保健医療管理学特論	倉岡, 近藤敏	1602A	4限	1年	保健医療管理学特論	倉岡, 近藤敏	1602A	4限	1年	保健医療管理学特論	倉岡, 近藤敏	1602A
	2年					2年					2年						2年		
5限	1年	ヘルスプロモーション論	田中(真)、小西、岡、齊藤	1602A	5限	1年	ヘルスプロモーション論	田中(真)、小西、岡、齊藤	1602A	5限	1年	ヘルスプロモーション論	田中(真)、小西、岡、齊藤	1602A	5限	1年	ヘルスプロモーション論	田中(真)、小西、岡、齊藤	1602A
	2年	専門職連携演習	白石, 正野, 永崎, 中山	1508A		2年	専門職連携演習	白石, 正野, 永崎, 中山	1508A		2年	専門職連携演習	白石, 正野, 永崎, 中山	1508A		2年	専門職連携演習	白石, 正野, 永崎, 中山	1508A
6限	1年	看護実践理論特論	児玉	1602A	6限	1年				6限	1年				6限	1年			
	2年					2年					2年						2年		

後期

看護学教育・人材育成コース					実践看護学コース					心身機能支援コース					生活支援コース				
月	学年	科目	講師	教室	月	学年	科目	講師	教室	月	学年	科目	講師	教室	月	学年	科目	講師	教室
1限	1年				1限	1年				1限	1年				1限	1年			
	2年					2年					2年						2年		
2限	1年				2限	1年				2限	1年				2限	1年			
	2年					2年					2年						2年		
3限	1年				3限	1年				3限	1年				3限	1年			
	2年					2年					2年						2年		
4限	1年				4限	1年	人体構造機能論	田中(裕)、非常勤(1名)	1310A	4限	1年				4限	1年			
	2年					2年					2年						2年		
5限	1年	看護政策論	倉岡	1602A	5限	1年	看護政策論	倉岡	1602A	5限	1年				5限	1年	福祉工学支援特論	永崎、奈良、川原田	1405
	2年					2年					2年						2年		
6限	1年				6限	1年				6限	1年				6限	1年			
	2年					2年					2年						2年		
看護学教育・人材育成コース					実践看護学コース					心身機能支援コース					生活支援コース				
火	学年	科目	講師	教室	火	学年	科目	講師	教室	火	学年	科目	講師	教室	火	学年	科目	講師	教室
1限	1年				1限	1年				1限	1年				1限	1年			
	2年					2年					2年						2年		
2限	1年				2限	1年				2限	1年				2限	1年			
	2年					2年					2年						2年		
3限	1年				3限	1年	臨床薬理学特論	山口、富永、非常勤(14名)	1406	3限	1年				3限	1年			
	2年					2年					2年						2年		
4限	1年				4限	1年	呼吸器・循環器治療のための実践演習	非常勤(7名)	2305	4限	1年				4限	1年			
	2年					2年					2年						2年		
5限	1年				5限	1年	臨床推論	増山、富永、苑田、後小瀬、非常勤(10名)	1406	5限	1年	運動機能支援特論	田中(真)、古後、北村	1406	5限	1年	生活機能支援特論	山根、溝田、近藤敏	1405
	2年					2年					2年						2年		
6限	1年	臨床免疫学特論	西村	1602A	6限	1年	臨床免疫学特論	西村	1602A	6限	1年	臨床免疫学特論	西村	1602A	6限	1年	臨床免疫学特論	西村	1602A
	2年					2年					2年						2年		
看護学教育・人材育成コース					実践看護学コース					心身機能支援コース					生活支援コース				
水	学年	科目	講師	教室	水	学年	科目	講師	教室	水	学年	科目	講師	教室	水	学年	科目	講師	教室
1限	1年				1限	1年				1限	1年				1限	1年			
	2年					2年					2年						2年		
2限	1年				2限	1年	高度実践看護特論	増山、富永	1406	2限	1年				2限	1年			
	2年					2年					2年						2年		
3限	1年				3限	1年				3限	1年				3限	1年			
	2年					2年					2年						2年		
4限	1年				4限	1年	疾病と治療 カテーテル管理と創傷管理	非常勤(6名)	2305	4限	1年				4限	1年			
	2年					2年					2年						2年		
5限	1年				5限	1年	病態生理学特論	山口、非常勤(8名)	1403	5限	1年	摂食嚥下機能支援特論	森下	1406	5限	1年	生活環境支援特論	谷川、田中(悟)	1405
	2年					2年					2年						2年		
6限	1年	看護教育学特論	花田, 辻, 児玉, 梅木	1602A	6限	1年				6限	1年	脳機能支援特論	中山、山口、玉利、岡	1406	6限	1年			
	2年					2年					2年						2年	生活環境支援演習	谷川、田中(悟)

木 看護学教育・人材育成コース					木 実践看護学コース					木 心身機能支援コース					木 生活支援コース					
限	学年	科目	講師	教室	限	学年	科目	講師	教室	限	学年	科目	講師	教室	限	学年	科目	講師	教室	
1限	1年				1限	1年				1限	1年				1限	1年				
	2年					2年					2年						2年			
2限	1年				2限	1年	疾病特論	山口、非常勤(19名)	1406	2限	1年				2限	1年				
	2年					2年					2年						2年			
3限	1年				3限	1年	疾病と治療 薬物治療Ⅰ	非常勤(6名)	1406	3限	1年				3限	1年				
	2年					2年					2年						2年			
4限	1年				4限	1年	非疾病と治療 薬物治療Ⅱ	非常勤(7名)	1406	4限	1年				4限	1年				
	2年					2年					2年						2年			
5限	1年	保健医療福祉システム特論	正野, 田中悟, 池田	1602A	5限	1年	保健医療福祉システム特論	正野, 田中悟, 池田	1602A	5限	1年	保健医療福祉システム特論	正野, 田中悟, 池田	1602A	5限	1年	保健医療福祉システム特論	正野, 田中悟, 池田	1602A	
	2年					2年					2年						2年			
6限	1年	保健医療統計学特論	馬場, 玉利	1602A	6限	1年	保健医療統計学特論	馬場, 玉利	1602A	6限	1年	保健医療統計学特論	馬場, 玉利	1602A	6限	1年	保健医療統計学特論	馬場, 玉利	1602A	
	2年					2年					2年						2年			
金 看護学教育・人材育成コース					金 実践看護学コース					金 心身機能支援コース					金 生活支援コース					
限	学年	科目	講師	教室	限	学年	科目	講師	教室	限	学年	科目	講師	教室	限	学年	科目	講師	教室	
1限	1年				1限	1年				1限	1年				1限	1年				
	2年					2年					2年						2年			
2限	1年				2限	1年	フィジカルアセスメント演習	増山、苑田、富永、非常勤(13名)	2305	2限	1年				2限	1年				
	2年					2年					2年						2年			
3限	1年				3限	1年				3限	1年				3限	1年				
	2年					2年					2年						2年			
4限	1年				4限	1年				4限	1年				4限	1年				
	2年					2年					2年						2年			
5限	1年	保健医療社会学特論	中川(非)	1602A	5限	1年	保健医療社会学特論	中川(非)	1602A	5限	1年	保健医療社会学特論	中川(非)	1602A	5限	1年	保健医療社会学特論	中川(非)	1602A	
	2年					2年					2年						2年			
6限	1年	教育方法論	押井(非)	1602A	6限	1年	教育方法論	押井(非)	1602A	6限	1年	教育方法論	押井(非)	1602A	6限	1年	教育方法論	押井(非)	1602A	
	2年					2年					2年						2年			
土 看護学教育・人材育成コース					土 実践看護学コース					土 心身機能支援コース					土 生活支援コース					
限	学年	科目	講師	教室	限	学年	科目	講師	教室	限	学年	科目	講師	教室	限	学年	科目	講師	教室	
1限	1年				1限	1年				1限	1年	リハビリテーション研究方法論	玉利、奈良	1508A	1限	1年	リハビリテーション研究方法論	玉利、奈良	1508A	
	2年					2年					2年						2年			
2限	1年	看護研究方法論	正野, 寺岡	1602A	2限	1年	看護研究方法論	正野, 寺岡	1602A	2限	1年	リハビリテーション管理学特論	近藤(敏)、溝田	1508A	2限	1年	リハビリテーション管理学特論	近藤(敏)、溝田	1508A	
	2年					2年					2年						2年			
3限	1年	保健医療倫理学特論	児玉	1602A	3限	1年	保健医療倫理学特論	児玉	1602A	3限	1年	保健医療倫理学特論	児玉	1602A	3限	1年	保健医療倫理学特論	児玉	1602A	
	2年					2年					2年						2年			
4限	1年	コンサルテーション特論	白石, 齋藤	1602A	4限	1年	コンサルテーション特論	白石, 齋藤	1602A	4限	1年	コンサルテーション特論	白石, 齋藤	1602A	4限	1年	コンサルテーション特論	白石, 齋藤	1602A	
	2年					2年					2年						2年			
5限	1年	医療安全学特論	倉岡	1602A	5限	1年	医療安全学特論	倉岡	1602A	5限	1年	医療安全学特論	倉岡	1602A	5限	1年	医療安全学特論	倉岡	1602A	
	2年					2年					2年						2年			
6限	1年	英語文献講読	竹元	1602A	6限	1年	英語文献講読	竹元	1602A	6限	1年	英語文献講読	竹元	1602A	6限	1年	英語文献講読	竹元	1602A	
	2年					2年					2年						2年			

※特別研究は、研究指導教員との相談のうえで適宜実施

※自由科目 NP実習は、2年前期から、福岡和白病院等で実施

## 【資料 9】

### 令和健康科学大学学位規程

(目的)

第1条 本学位規程は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条の規定に基づき、令和健康科学大学(以下「本学」という。)において授与する学位について必要な事項を定めるものとする。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、学士及び修士とする。

2 学士の学位に付記する専攻分野の名称は次のとおりとする。

看護学部	看護学科	学士(看護学)
リハビリテーション学部	理学療法学科	学士(理学療法学)
	作業療法学科	学士(作業療法学)

3 修士の学位に付記する専攻分野の名称は次のとおりとする。

医療系健康科学専攻	修士(看護学)
	修士(リハビリテーション学)

(学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学の課程を修了し、卒業を認定された者に対し授与する。

2 修士の学位は、本学大学院の修士課程を修了した者に対し授与する。

(申請方法及び申請書類)

第4条 修士の学位を受けようとする者は、所定の書類に学位論文を添え、研究科長に提出するものとする。

2 修士の学位論文は、1編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

3 研究科委員会は、審査のため必要があるときは、論文の抄訳及びその他の資料の提出を求めることができる。

4 受理した学位論文は、いかなる理由があっても返還しない。

(学位論文の審査)

第5条 研究科長は、第4条第1項の規定より学位論文を受理したときは、研究科委員会に審査を付託しなければならない。

- 2 研究科委員会は、学位論文の審査を付託された時は、審査会を設置し、審査させるものとする。
- 3 審査会は、主査1名、副査2名とする。
- 4 審査会は、学位論文の審査の他最終試験を行う。
- 5 学位の審査及び最終試験は、在学期間中に終了しなければならない。

(最終試験)

第6条 修士の最終試験は、学位論文を中心として、これに関連のある学問領域について、試問の方法によって行う。

- 2 試問は、口頭による。ただし、筆記試問を併せて行うことができる。

(審査結果の報告)

第7条 修士論文の審査会は、学位論文の審査及び最終試験の結果を研究科委員会に文書にて報告しなければならない。

(研究科委員会の審議及び報告)

第8条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて学位授与の可否を審議し、その結果を学長に報告しなければならない。

- 2 前項の審議に係る議決は、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする

(学位授与の決定)

第9条 学長は、前条の判定結果に基づき、学位授与の可否を決定する。

(学位記の交付)

第10条 学長は、課程の修了が決定した者に対して、学位記を授与するものとする。

- 2 学位記の様式は、別記1及び2のとおりとする。

(学位の名称の使用)

第11条 学位の授与を受けた者が学位の名称を用いるときは、第2条の専攻分野を付記し、併せて学位の次に(令和健康科学大学)と付記するものとする。

(学位授与の取消)

第12条 学位を授与された者が、その名誉を汚辱する行為があったとき、又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、当該教授会又は当該研究科委員会の議を経て学位の授与を取り消すことがある。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別記1 学士の学位記

	第 号
学 位 記	
大学印	
	氏名
本学〇〇学部〇〇学科の所定の課程を修めたので、本学を卒業したことを認め 学士(〇〇)の学位を授与する	
	年 月 日
	令和健康科学大学長 氏名
	学長印

別記2 修士の学位記

	第 号
学 位 記	
大学印	
	氏名
本学大学院健康科学研究科医療系健康科学専攻の修士課程において 所定の課程を修了したので修士(〇〇)の学位を授与する	
	年 月 日
	令和健康科学大学長 氏名
	学長印

	項目	日程	院生	担当	内容	備考
1 年 次	大学院オリエンテーション	4月	○	担当教員 事務方々	修士課程について説明	
	履修登録	4月中旬	○	大学院教務係	1年次に履修する科目登録 確認作業	
	研究指導教員の決定	4月頃	○		研究指導教員届を大学院教務係に提出	
	研究論文題目(仮) の提出	10月下旬	○		研究論文題目届を大学院教務係に提出	題目の変更が生じた場合は題目 変更届を提出する
	倫理審査	随時	○	研究指導教員	令和健康科学大学の倫理審査要綱に沿って 倫理審査を受ける。(所属施設で倫理審査もあり)	倫理審査申請者は研究指導教員
	研究計画発表会	11月中旬	○	大学院教員	発表会の開催 大学院担当教員参加	院生は事前にA42枚程度の要旨 を大学院教務係に提出 司会は各研究指導教員
2 年 次	履修登録	4月中旬	○	大学院教務係	2年次に履修する科目登録 確認作業	
	研究中間発表会	8月下旬	○	大学院教員	発表会の開催 大学院担当教員参加	院生は事前にA42枚程度の要旨 を大学院教務係に提出 司会は各研究指導教員
	審査員選考に使用する 研究論文題目と要旨を提出	12月初旬	○		研究論文題目と要旨(500文字程度)を 大学院教務係へ提出(PDF・紙)	教務係は提出された書類を研究 科長及び専攻長に配布
	修士論文審査員の選出 (審査員選考委員会)	12月中旬		専攻長	研究科運営委員会の招集・開催 主任審査委員(1名)、副審査委員(2名)を選 出する。	副査2名のうち1名は他領域から 選出する。
	修士論文審査委員 の決定 (研究科委員会)	12月中旬		研究科長	研究科委員会の招集・開催 選出された審査委員の承認手続きを行い、決定す る。承認後、主査は副査2名と審査会に向けて段 取りを行う。	審査の流れについて大学院教務 係から関係資料が主査に渡され る。(評価表など)
	修士論文(審査用) 学位申請書 提出	12月20日(*)	○		紙/PDF両方を提出 紙は3部提出 学位申請書を添えて大学院教務係(仮)に提出 (〇〇時厳守)	※提出期限過ぎた論文は受け付 けない *20日が週末となる場合は その週の金曜日までに提出
	提出された論文を配 布	論文提出後		大学院教務係	紙の論文を審査員3名に配布する	
	論文査読期間	約10日		審査員	期間内に査読を行う。主査は副査の意見を集約 し、修士論文審査会に向けて準備を行う。	
	修士論文審査会 (一次審査)	1月中旬	○	審査員	口頭試問を実施する。 院生は口頭試問に基づき論文を修正する。 審査員と院生	
	最終論文提出	○月○日	○		学位論文(最終)	※提出期限過ぎた論文は受け 付けない
	修士論文発表会用の 要旨提出	審査会終了後	○		要旨を大学院教務係に提出 (発表会配布資料)	教務係は提出された要旨を発表 会時に配布する準備
	修士論文発表会 最終試験 (二次審査)	1月下旬	○	大学院教員	発表会の開催 大学院担当教員参加  二次審査 一次審査での意見を反映した論文に修正されてい るか、それに基づいた発表や質疑応答がされているか等を 踏まえて口頭試問による最終試験(修士論文審査員)を 行う。 ※終了後 合否判定(案)を作成	院生は事前にA42枚程度の要 旨を大学院教務係に提出 司会:各研究指導教員
	修了判定(仮) 合否判定(仮)	2月初旬		修士論文 審査会	修了単位数と修士論文の合否判定(案)を協議 し、研究科運営委員会に上申する。	
	修了判定(仮) 合否判定(仮)	2月初旬		研究科長	研究科委員会にて修了単位数の確認および合否に ついて決定(承認)。	研究科長は学長に研究科委員会 の決定について報告し、承認を 得る(最終決定)
	合格通知	2月中旬		研究科長	大学院HPにて合格者を掲載する。	
学位授与	3月初旬		大学・大学院	大学・大学院学位授与式(大学と同日開催)		

## 【資料 11】

# 令和健康科学大学倫理審査委員会規程

## 第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、令和健康科学大学（以下「本学」という。）が設置する倫理審査委員会の業務について、適用される倫理指針に基づいて適正かつ円滑に行われるように、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第 2 条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「指針」とは、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（令和 3 年 3 月 23 日 文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第一号）等の医学研究に関する指針を指す。
- (2) 「人を対象とする医学系研究」とは、人（試料・情報を含む。）を対象として、傷病の成因（健康に関する様々な事象の頻度および分布ならびにそれらに影響を与える要因を含む。）および病態の理解ならびに傷病の予防方法ならびに医療における診断方法および治療方法の改善または有効性の検証を通じて、国民の健康の保持増進または患者の傷病からの回復もしくは生活の質の向上に資する知識を得ることを目的として実施されるものをいう。
- (3) 「ヒトゲノム・遺伝子解析研究」とは、提供者の個体を形成する細胞に共通して存在し、その子孫に受け継がれ得るヒトゲノムおよび遺伝子の構造または機能を、試料等（血液、組織、細胞、体液、排泄物およびこれらから抽出した人の DNA 等（以下「DNA 等」という。）の人の体の一部ならびに提供者の診療情報、遺伝情報その他の研究に用いられる情報（死者に係るものを含む。）をいう。ただし、学術的な価値が定まり、研究実績として十分に認められ、研究用に広く一般に利用され、かつ、一般に入手可能な DNA 等は含まない。）を用いて明らかにしようとする研究をいう。
- (4) 「研究者等」とは、研究責任者その他の研究の実施および試料・情報の収集・分譲を行う業務に携わる関係者をいう。
- (5) 「研究責任者」とは、研究の実施に携わるとともに、所属する研究実施施設において当該研究に係る業務を統括する者をいう。
- (6) この規程における「研究機関の長」とは、学長を指す。
- (7) 「設置者」とは、令和健康科学大学倫理審査委員会の設置者である学長を指す。

(適用範囲)

第 3 条 この規程は、以下の研究に対して適用する。

- (1) 本学で実施される人を対象とする医学系研究
  - (2) 本学に在籍する教職員ならびに学生等（以下「教職員等」という。）が実施する人を対象とする研究（第 1 号および第 2 号について以下「人を対象とする研究」という。）
  - (3) ヒトゲノム・遺伝子解析研究
- 2 前項の規定にかかわらず、治験および製造販売後臨床試験は適用の対象外とする。

## 第 2 章 委員会および設置者

(倫理審査委員会の設置)

第 4 条 本学に、令和健康科学大学倫理審査委員会（以下「委員会」という。）を置き、その設置者を学長とする。

- 2 研究機関の長は、本学全体の倫理審査委員会の運営を統括する。
- 3 研究機関の長は、本学に所属する研究者が行う研究等の審査を委員会へ委任する。

(設置者の責務)

- 第 5 条 設置者は、委員会の委員およびその事務に従事する者に、本規程に従って業務を行わせなければならない。
- 2 設置者は、委員会が審査を行った研究に関する審査資料を以下の要領で適切に保管しなければならない。
    - (1) 人を対象とする研究においては、当該研究の終了について報告される日までの期間とする。
    - (2) 侵襲（軽微な侵襲を除く。）を伴う研究であって介入を行うものに関する審査資料にあつては、当該研究の終了について報告された日から 5 年を経過した日までの期間とする。
    - (3) ヒトゲノム・遺伝子解析研究においては、当該研究の終了について報告された日から 5 年を経過した日までの期間とする。
  - 3 設置者は、委員会の運営に当たって、委員会の組織および運営に関する規程ならびに委員名簿を厚生労働省「倫理審査委員会報告システム」において公表しなければならない。
  - 4 設置者は、年 1 回以上、委員会の開催状況および審査の概要について、厚生労働省「倫理審査委員会報告システム」において公表しなければならない。ただし、審査の概要のうち、研究対象者等およびその関係者の人権または研究者等およびその関係者の権利利益の保護のため非公開とすることが必要な内容として委員会が判断したものについては、この限りでない。
  - 5 設置者は、委員会の委員およびその事務に従事する者が、審査および関連する業務に関する教育・研修を受けることを確保するために必要な措置を講じなければならない。
  - 6 設置者は、委員会の組織および運営が指針に適合していることについて、大臣等が実施する調査に協力しなければならない。

(委員会の役割・責務)

- 第 7 条 委員会は、研究機関の長から研究の実施の適否等について意見を求められたときは、指針に基づき、倫理的観点および科学的観点から、研究機関および研究者等の利益相反に関する情報も含めて中立的かつ公正に審査を行い、文書により意見を述べなければならない。
- 2 委員会は、前項の規定により審査を行った研究について、倫理的観点および科学的観点から必要な調査を行い、研究機関の長に対して、研究計画書の変更、研究の中止その他当該研究に関し必要な意見を述べるができるものとする。
  - 3 委員会は、第 1 項の規定により審査を行った研究のうち、侵襲（軽微な侵襲を除く。）を伴う研究であつて介入を行うものについて、当該研究の実施の適正性および研究結果の信頼性を確保するために必要な調査を行い、研究機関の長に対して、研究計画書の変更、研究の中止その他当該研究に関し必要な意見を述べるができる。
  - 4 委員会の委員およびその事務に従事する者は、その業務上知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。その業務に従事しなくなった後も同様とする。
  - 5 委員会の委員およびその事務に従事する者は、第 1 項の規定により審査を行った研究に関連する情報の漏えい等、研究対象者等の人権を尊重する観点ならびに当該研究の実施上の観点および審査の中立性若しくは公正性の観点から重大な懸念が生じた場合には、速やかに設置者に報告するものとする。
  - 6 委員会の委員およびその事務に従事する者は、審査および関連する業務に先立ち、倫理的観点および科学的観点からの審査等に必要な知識を習得するための教育・研修を受けなければならない。また、その後も、適宜継続して教育・研修を受けなければならない。

い。

- 7 委員会は、医療福祉の倫理に関する個人情報の保護に関する関係法令ならびにヘルシンキ宣言および、ヒトゲノム研究に関する基本原則その他関連する国際的合意関連法令ならびに各指針等を遵守し、科学的倫理的な観点から審査を行う。

### 第3章 委員会の構成等

(委員会の構成)

第7条 委員会は、次の各号の全てを満たし、かつ、第1号から第3号までについてそれぞれを兼ねることのない者により構成されなければならない。

- (1) 医学・医療の専門家等の自然科学の有識者
  - (2) 倫理学・法律学の専門家等の人文・社会科学の有識者
  - (3) 一般の立場から意見を述べることのできる者
  - (4) 委員会の設置者の所属機関に所属しない者（以下「外部委員」という。）複数名
  - (5) 男女両性で構成されていること。
  - (6) 5名以上であること。
- 2 審査の対象となる研究の実施に携わる研究者等は、委員会の審議および審査結果の決定に関する会議に同席することは出来ない。ただし、当該委員会の求めに応じて、その会議に出席し、当該研究に関する説明を行うことはできるものとする。
  - 3 審査を依頼した研究機関の長は、委員会の審議および意見の決定に参加してはならない。ただし、委員会における当該審査の内容を把握するために必要な場合には、当該委員会の同意を得た上で、その会議に同席することができるものとする。
  - 4 委員会は、審査の対象や内容等に応じて、委員会外の有識者に意見を求めることができる。
  - 5 委員会は、社会的に弱い立場にある者等、特別な配慮を必要とする者を研究対象者とする研究計画書の審査を行い、意見を述べる際は、必要に応じてこれらの者について意見を有する者に意見を求めなければならない。

(委員会の組織)

第8条 委員会を構成する委員の選任については、研究機関の長が決定する。

- 2 委員会に委員長を置く。委員長は、研究機関の長が決定する。
- 3 委員会に副委員長を置くことができる。副委員長は、研究機関の長が決定する。
- 4 委員の任期は2年とする。ただし委員の再任はこれを妨げない。
- 5 委員に欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長の職務)

第9条 委員長は会務を掌握し、委員会を代表する。

- 2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

### 第4章 議事および手続き等

(委員会の開催ならびに議事等)

第10条 委員会は、委員長が開催する。

- 2 前項の規程にかかわらず、研究機関の長は、委員長に対し委員会を開催するよう求めることができる。
- 3 委員会は、委員の2分の1以上が出席し、かつ、次の各号全てを満たす場合に成立する。
  - (1) 第7条第1項第1号の委員が1名以上出席していること。
  - (2) 第7条第1項第2号の委員が1名以上出席していること。
  - (3) 第7条第1項第3号の委員が1名以上出席していること。

- (4) 第7条第1項第4号の委員が2名以上出席していること。
- (5) 5名以上が出席していること。
- (6) 男女両性が出席していること。
- 4 委員会は、議事ならびに審議検討の結果等を記録として作成する。
- 5 委員会は、設置者の指示に基づいて審査に使用した資料を第5条第2項に従って適切に保管しなければならない。
- 6 委員は、第7条第2項の規定により意見を述べる場合を除き、自らが参画若しくは指導している研究等にかかる議事ならびに評決に参加することができない。

(研究等の実施計画の倫理審査にかかる手続き等)

第11条 第3条第1項に規定された研究等を行おうとする者は、学部長を経て研究機関の長に対し研究倫理審査申請書(別紙様式1、以下「申請書」という。)を提出し、研究実施の承認を受けなければならない。

- 2 申請書に添付する研究計画書に記載すべき事項は、指針および当該研究に関連する法令等に従うものとする。
- 3 研究等の実施計画の倫理的科学的妥当性にかかる判定の実施は、原則として、全会一致をもって決定するよう努めるものとする。ただし、審議を尽くしても意見が一致しない場合は、出席委員の4分の3以上で、かつ第7条第1号から第4号までの各号の委員1名以上を含む委員の賛同により、委員長は、委員会の多数意見として当該委員会の意見とすることができる。
- 4 判定およびその基準は次の各号に掲げるところによる。
  - (1) 承認：研究等の実施計画が倫理的科学的に妥当である場合
  - (2) 条件付承認：研究等の実施計画書等の軽微な修正を行うことで、当該研究が倫理的科学的に妥当であると判断される場合
  - (3) 再提出／変更勧告：研究等の実施計画が必ずしも倫理的科学的に完全に妥当であるとは言えない場合であって、実施計画の一部を修正すれば問題が解決すると判断された場合、もしくは必要な情報が不足しているため十分な倫理審査が実施できないと判断された場合
  - (4) 不承認：研究等の実施計画が倫理的科学的に妥当でない場合
  - (5) 非該当：研究等の実施計画が倫理的科学的な審議検討を要さない場合や、その他委員会が審議検討すべき事由に該当しないと判断した場合
- 5 第4項第1号の規定による承認にあたり、あわせて研究倫理上の観点から意見を付帯し、また必要に応じて研究等の実施経過報告および関係文書の提出を求める等の条件を付することができる。
- 6 第4項の判定の結果は、研究倫理審査結果通知書(別紙様式2)により、研究機関の長から申請者に通知するものとする。
- 7 第1項および第4項から第5項の規定にかかわらず、委員長が必要と認めた場合、委員会による審議検討ならびに第4項に定める手続き等に準じた倫理的妥当性にかかる判定を経て、研究等の実施計画の是正ないし実施の中止を勧告することができる。

(迅速審査)

第12条 委員会は、次に掲げるいずれかに該当する審査について、当該委員会が指名する委員による審査(以下「迅速審査」という。)を行い、意見を述べることができる。

- (1) 研究計画の軽微な変更の審査(研究責任者の職名変更、その他研究計画書の記載整備等、研究の実施に影響を与えない範囲で、研究対象者への負担やリスクが増大しない変更の審査)
- (2) 本学以外の研究機関と共同して実施される研究であって、既に当該研究の全体について共同研究機関において倫理審査委員会の審査を受け、その実施について適当である旨の意見を得ている場合の審査

- (3) 侵襲を伴わない研究であって介入を行わないものに関する審査
  - (4) 軽微な侵襲を伴う研究であって介入を行わないものに関する審査
  - (5) ヒトゲノム・遺伝子解析研究において提供者および代諾者等に対して最小限の危険（日常生活や日常的な医学的検査で被る身体的、心理的、社会的危害の可能性の限度を超えない危険であって、社会的に許容される種類のことをいう。）を超える危険を含まない研究計画の審査
- 2 迅速審査の結果は委員会の意見として取り扱うものとし、当該審査結果は全ての委員に報告されなければならない。

（他の研究機関が実施する研究に関する審査）

- 第 13 条 委員会は、他の研究機関の長から研究に関する審査の依頼を受ける場合には、当該研究の実施体制等について十分把握した上で審査を行い、意見を述べるものとする。
- 2 委員会は、他の研究機関が実施する研究について審査を行った後、継続して当該研究機関の長から当該研究に関する審査を依頼された場合には、審査を行い、意見を述べるものとする。

（研究等の実施計画の変更等）

- 第 14 条 第 11 条の規定に基づく研究等の実施計画にかかる倫理審査ならびに承認を受けた後、当該研究等の実施計画等を変更しようとする者は、研究計画変更倫理審査申請書（別紙様式 5）により、申請を行わなければならない。
- 2 研究実施者は、研究等に関連する重篤な有害事象および不具合が発生した場合、重篤な有害事象に関する報告書（別紙様式 6）を研究機関の長に提出しなければならない。
- 3 研究機関の長または倫理審査委員長は、第 1 項の場合は当該変更に係る実施計画書等について、また、第 2 項の場合は研究等の継続の適否等についての審査の手続きをとるものとする。
- 4 前項に定める手続きに基づく申請を受けた、研究等の実施計画の変更に際しての倫理的妥当性にかかる判定の実施の手続きならびに判定の際の基準は、第 11 条第 4 項および第 5 項の規定を準用する。

（研究実施状況の報告）

- 第 15 条 研究開始後 1 年を超えて研究を継続しようとする場合、研究者は研究機関の長に対し、研究実施状況報告書（別紙様式 7）を提出しなければならない。
- 2 前項の場合で、侵襲を伴わない研究であって介入を行わないものおよびそれ以外の研究で倫理審査委員会が特に認めたものについては、研究計画書に記載した報告時期に提出することができる。
- 3 ヒトゲノム・遺伝子解析研究においては、研究者は研究の実施状況について、研究機関の長に 1 年に 1 回文書で報告しなければならない。

（研究等の完了もしくは中止）

- 第 16 条 第 11 条の規定に基づく研究等の実施計画にかかる倫理審査ならびに承認を受けた研究等を完了もしくは中止した場合にあつては、当該研究等の実施計画の申請者は、研究終了（中止）報告書（別紙様式 8）により、速やかに研究機関の長に報告しなければならない。

（再申請の取り扱い）

- 第 17 条 第 11 条第 4 項第 3 号の規定による再提出／変更勧告を受け、研究等の実施計画にかかる再審査を受けようとする者は、研究機関の長に対し再申請を行わなければならない。
- 2 前項に規定する再申請は、第 11 条第 6 項の規定による通知書の発行日から起算して 3

か月以内に、前回の申請との変更点を明示した審査申請書を再提出することによることとし、かかる要件に該当しない申請は、同条第 1 項の規定による新規の申請として取り扱うこととする。

(再審査の要求)

第 18 条 申請者は、委員会による研究等の実施計画の倫理的妥当性にかかる判定の結果に異議があるときは、同一の研究等の実施計画につき 1 回に限り、具体的な理由を付して再審査の実施を請求することができる。

2 前項に定める再審査の実施にあたっては、第 11 条の規定を準用する。

(再審査に基づく判定に対する異議申し立て)

第 19 条 申請者は、前条に基づく再審査が実施され再判定が行われた結果になお異議があるときは、同一の研究等の実施計画につき 1 回に限り、研究機関の長に対し具体的な理由を付して異議申し立てを行うことができる。

2 前項に規定する異議申し立ては、第 11 条第 7 項の規定を準用した第 18 条第 2 項の規定による通知書の発行日から起算して 1 か月以内に、書面により行わなければならない。

3 研究機関の長は、異議申し立ての内容を十分に検討し、また必要に応じ委員ならびに申請者およびその他の関係者等の意見を聴取し、最終的な裁定を行う。

4 前項に定めるところによる最終的な裁定の結果を申請者へ通知する方法については、第 11 条第 7 項の規定に準じることとし、研究機関の長がこれを行う。

(研究論文等倫理審査証明書の交付)

第 20 条 研究等の実施者がその研究成果を公表するにあたり、当該研究等が、過去において委員会の倫理審査を経て承認された研究計画に基づき実施されたものであることを証明する必要がある場合、かかる原審査の際の申請者は、その旨を記載した研究論文等倫理審査証明書の発行を求めることができる。

2 前項による倫理審査証明書の交付を希望する者は、研究論文等倫理審査証明申請書(別紙様式 3)により、委員長に対し申請を行うこととする。

3 前項に基づく申請を受け、委員会は、当該研究等が過去において委員会の倫理審査を受け承認された研究計画に基づいて実施されたものであるか否かにかかる事実関係を調査し、その結果、研究論文等倫理審査証明書を交付することに問題がないと判断された場合にあっては、速やかに研究論文等倫理審査証明書(別紙様式 4)を申請者に対し交付することとする。

(研究機関の長への報告)

第 21 条 委員長は、委員会の議事ならびに審議検討の結果を研究機関の長に報告しなければならない。

2 委員長は、研究機関の長の求めに応じ、研究等の実施状況ならびに関連する国際的合意、関係法令ならびに指針等への適合状況等について、点検ならびに評価を行い、報告しなければならない。

(調査等)

第 22 条 研究機関の長は、当該研究施設が倫理指針に適合しているか否かについて、厚生労働大臣が実施する実地または書面による調査に協力しなければならない。

2 委員会は、審査を行った研究のうち、侵襲(軽微な侵襲を除く。)を伴う研究であって介入を行うものについて、当該研究の実施の適正性および研究結果の信頼性を確保するために必要な調査を行い、研究機関の長に対して、研究計画書の変更、研究の中止その他当該研究に関し必要な意見を述べるることができる。

## 第5章 その他

(研究の实地調査)

第23条 ヒトゲノム・遺伝子解析研究において、研究機関の長は、次に掲げる事項について、年1回以上外部の有識者による定期的な实地調査を行うものとする。

- (1) インフォームド・コンセントの手続の実施状況
- (2) 個人情報の保護の状況
- (3) その他必要事項

(個人情報の管理者)

第24条 本学において、ヒトゲノム・遺伝子解析研究を実施するときは、遺伝子解析研究に係る個人情報を含む情報の保護を図るため、教職員を個人情報管理者として置かなければならない。

2 個人情報管理者は、法律により業務上知り得た秘密の漏えいを禁じられている者であること。

(委員会の事務局)

第25条 委員会の事務局は本学事務部に置き、庶務を掌理する。

(規程の改廃)

第26条 この規程の改廃は、委員会の議を経て研究機関の長の承認事項とする。

(学外の進行中の研究)

第27条 新たに着任した教員の学外における進行中の研究の取り扱いについては別途定める。

(外部委員への謝金)

第28条 外部委員への謝金について別途定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

## 【資料12】

# 令和健康科学大学学則

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 令和健康科学大学（仮称）の教育研究上の目的は以下のとおりとする。

教育基本法及び学校教育法に基づき、保健・医療・福祉に関する教育研究をとおして、普遍的な教養、専門的な知識、技術・技能及び課題解決能力を備えた医療人材の育成によって、我が国の健康福祉に貢献する。そして「人間愛・自己実現」の教育理念に則り、人生100年時代を見据えた健康長寿社会の実現に貢献できる高度専門職を育成する。

(自己評価等)

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、前項の自己点検・評価及び第三者評価等多様な評価の結果を本学の目標・計画に反映させ、不断の改革に努めるものとする。

(教育研究活動状況の公表)

第3条 本学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。

(教育内容等の改善のための組織的研修等)

第4条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(社会的・職業的自立に関する指導等)

第5条 本学は、学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。

## 第2章 学部、学科、入学定員及び修業年限

(学部及び学科)

第6条 本学は、次のとおり学部及び学科を置く。

学 部	学 科
看護学部	看護学科
リハビリテーション学部	理学療法学科
	作業療法学科

(大学院)

第6条の2 本学は次のとおり大学院を置く。

研究科	専攻
健康科学研究科	医療系健康科学専攻

2 大学院については、別に定める。

(学部及び学科の目的)

第7条 看護学部看護学科の目的は、次のとおりとする。

対象者を全人的に捉え、高い倫理観のもと、多様な場であらゆる健康課題に対して科学的根拠に基づく看護（Evidence-Based Nursing：EBN）の実践ができ、加えて、生涯にわたり看護を探究し自己実現を目指す看護師を育成する。

2 リハビリテーション学部の目的は、次のとおりとする。

対象者を全人的に捉え、高い倫理観のもと、多様な場であらゆる健康課題に対して科学的根拠に基づくリハビリテーション（Evidence-Based Rehabilitation：EBR）の実践ができ、加えて、生涯にわたりリハビリテーションを探究し自己実現を目指す理学療法士及び作業療法士を育成する。

一 理学療法学科の目的は、次のとおりとする。

対象者を全人的に捉え、高い倫理観のもと、多様な場であらゆる健康課題に対して科学的根拠に基づく理学療法（Evidence-Based Physical Therapy：EBPT）の実践ができ、加えて、生涯にわたり理学療法を探究し自己実現を目指す理学療法士を育成する。

二 作業療法学科の目的は、次のとおりとする。

対象者を全人的に捉え、高い倫理観のもと、多様な場であらゆる健康課題に対して科学的根拠に基づく作業療法（Evidence-Based Occupational Therapy：EBOT）の実践ができ、加えて、生涯にわたり作業療法を探究し自己実現を目指す作業療法士を育成する

（入学定員）

第8条 各学部・学科の入学定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員数
看護学部	看護学科	80名
リハビリテーション学部	理学療法学科	80名
	作業療法学科	60名

（修業年限）

第9条 修業年限は、4年とする。

（在学期間の限度）

第10条 在学期間の限度は、8年とする。

（学年及び学期）

第11条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学期は、次のとおりとする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

3 1年間の授業時間は、定期試験の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

（休業日）

第12条 休業日（授業を行わない日）は、次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

春季、夏季及び冬季の各休業日

2 臨時の休業日は、その都度定める。

3 前2項の休業日において、特に必要がある場合には、授業を行うことができる。

### 第3章 入学、再入学、転学部、転入学及び編入学

(入学の時期)

第 13 条 学生の入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第 14 条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- 二 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者
- 三 文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者

(入学の出願)

第 15 条 入学を志願する者は、所定の期日までに、入学志願票に、所定の入学検定料その他別に定める書類を添えて願い出なければならない。

(入学者選抜)

第 16 条 前条の入学を志願する者については、入学者選抜を行う。

(入学の手續及び許可)

第 17 条 学長は、前条の入学者選抜の結果合格した者で、所定の期日までに別に定める手續きを完了したものに入学を許可する。

(保証人)

第 18 条 入学を許可された者は、保証人 1 名を定めて届け出なければならない。

- 2 保証人は、本人が在学する期間、本人について一切の責任を有するものとする。
- 3 保証人に身上の異動又は住所の変更があったときは、直ちに届け出なければならない。

(再入学)

第 19 条 第 33 条の規定により退学した後、再び同一学部に入学を志願する者については、選考の上、再入学を許可することができる。

(転入学及び編入学)

第 20 条 次の各号のいずれかに該当する者については、選考の上、転入学又は編入学を許可することができる。

- 一 他の大学を卒業した者
- 二 他の大学において 2 年以上の課程を修了し、所定の単位以上を修得した者
- 三 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- 四 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者
- 五 専修学校の専門課程（修業年限が 2 年以上で、かつ、課程の修了に必要な総授業時数が所定の授業時数以上）を修了した者

(再入学、転入学及び編入学の手續及び許可)

第 21 条 第 19 条及び第 20 条に規定する再入学、転入学及び編入学（以下「再入学等」という。）に係る手續及び許可については、第 17 条の規定を準用する。

(再入学等における修業年限等の取扱い)

第 22 条 再入学等を許可された者の修業年限及び既修得単位の認定については、学長が別に定める。

- 2 前項の規定により修業年限を定められた者の在学期間の限度は、当該修業年限の 2 倍とする。

## 第4章 教育課程、卒業の認定等

### (教育課程)

第23条 各学部の教育課程は、別表のとおりとする。

### (授業の方法)

第24条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 本学は、文部科学大臣が定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 メディアを利用して行う授業はあらかじめ指定した日時にパソコンその他双方向の通信手段によって行う。
- 4 前項の授業を実施する授業科目について必要な事項は、別に定める。

### (単位の計算方法)

第25条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の各号の基準により単位数を計算するものとする。

- 一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
  - 二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
  - 三 1つの授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目について、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認める場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

### (成績評価基準等の明示等)

第26条 本学は、授業科目の授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

### (成績評価)

第27条 学生が履修した授業科目について、試験により成績評価を行う。ただし、平素の成績をもって、試験の成績に代えることができる。

- 2 各授業科目の成績は、S、A、B、C、及びDの5種の評語をもってあらわし、S、A、B、Cを合格とし、Dを不合格とする。
  - S 基準を大きく超えて優秀である。
  - A 基準を超えて優秀である。
  - B 望ましい基準に達している。
  - C 単位を認める最低限の基準には達している。
  - D 基準を下回る。
- 3 前項の規定にかかわらず、演習、実験、実習及び実技の授業科目においては、可否により判定することができる。

4 前3項に定めるものの他、成績評価に関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第28条 教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第29条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

(本学において修得したものとみなし又は与えることのできる単位数の限度)

第30条 第28条及び第29条の規定により本学において修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、第19条及び第20条に規定する再入学等の場合を除き、合わせて60単位を超えないものとする。

(卒業)

第31条 第9条に規定する期間在学し、所定の授業科目及び単位数を履修修得した者を、学長が卒業者として認定し、これに卒業証書を授与する。

2 第1項の規定による卒業に必要な単位のうち、第24条第2項に規定する授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。ただし、卒業に必要な単位が124単位を超える学部にあつては、その超える部分の単位数を60単位に加えることができる。

(学位の授与)

第32条 卒業者には、学士の学位を授与するものとし、学位の名称は次のとおりとする。

学部	学科	学位の名称
看護学部	看護学科	学士(看護学)
リハビリテーション学部	理学療法学科	学士(理学療法学)
	作業療法学科	学士(作業療法学)

## 第5章 退学、転学、留学及び休学

(退学)

第33条 学生が退学しようとするときは、学長に退学許可願を提出し、その許可を受けなければならない。

(転学)

第34条 他の大学に転学を志望する学生は、学長に転学許可願を提出し、その許可を受けなければならない。

(留学)

第35条 外国の大学又は短期大学に留学を志望する学生は、学長に留学許可願を提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第7条の修業年限に通算することができる。

(休学)

- 第 36 条 疾病又は経済的理由のため 2 か月以上修学できない学生は、学長の許可を得て、その学年の終りまで休学することができる。
- 2 前項の他、特別の事情があると認められたときは、学長は、休学を許可することができる。
  - 3 前 2 項の他、疾病のため修学が不相当と認められる学生に、学長は、休学を命ずることができる。

(休学期間)

- 第 37 条 休学期間は、第 9 条に規定する修業年限の年数を超えることはできない。ただし、第 19 条及び第 20 条に規定する再入学等をした者の休学期間は、第 22 条に規定する修業年限の年数を超えることができない。
- 2 休学した期間は、在学期間に算入しない。
  - 3 休学期間中に、その事由が消滅したときは、学長の許可を得て、復学することができる。

## 第 6 章 表彰、除籍及び懲戒

(表彰)

- 第 38 条 学長は、学生に表彰に価する行為があったときは表彰する。
- 2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(除籍)

- 第 39 条 学長は、学生が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該学生を除籍する。
- 一 欠席が長期にわたるとき。
  - 二 成業の見込みがないとき。
  - 三 長期間にわたり行方不明のとき。
  - 四 第 10 条又は第 22 条第 2 項に規定する在学期間の限度を超えたとき。
  - 五 第 37 条に規定する休学期間を超えてなお復学できないとき。
  - 六 授業料、実験実習費及び施設整備費(以下、校納金という。)の納付を怠り、督促を受けてなお納付しないとき。

(懲戒)

- 第 40 条 学長は、学生が本学の規則に違反し、又はその本分に反する行為があったときは、当該学生を懲戒する。
- 2 前項の場合における懲戒は、訓告、停学及び退学とする。
  - 3 懲戒の手續その他懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

## 第 7 章 検定料、入学料及び授業料

(検定料)

- 第 41 条 入学(再入学等を含む。次条において同じ。)を志願する者は、検定料を納付しなければならない。

(入学料)

- 第 42 条 入学に当たっては、入学料を納付しなければならない。

(校納金)

第 43 条 各年度に係る授業料は、次の表に掲げる納付区分ごとに、それぞれ授業料の年額の 2 分の 1 に相当する額を同表に掲げる納期に納付しなければならない。

- 2 休学が前項に定めた授業料納付区分の全期間である場合は、その期間分の校納金を免除する。ただし、免除期間中は、休学在籍料として授業料の 2 分の 1 相当額を納付しなければならない。

(検定料等の額等)

第 44 条 検定料、入学料及び校納金等の額、徴収方法その他の必要な事項については、別に定める。

## 第 8 章 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研究生

(科目等履修生)

第 45 条 本学の学生以外の者で、学部の授業科目のうち一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該学部の教育研究上支障がない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

- 2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第 46 条 本学において、学部で開講する特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、当該学部の教育研究上支障がない場合に限り、選考の上、聴講生として入学を許可することができる。

- 2 聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講生)

第 47 条 他の大学の学生で、本学において、学部で開講する特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

- 2 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第 48 条 特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、当該学部の教育研究上支障がない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

- 2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(授業料等)

第 49 条 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び研究生の検定料、入学料及び授業料の額、徴収方法その他の必要な事項については、別に定める。

## 第 9 章 公開講座

(公開講座)

第 50 条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため本学に公開講座を開講することができる。

- 2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

## 第 10 章 施設等

(施設等)

第 51 条 本学に図書館を置く。

2 本学に教育研究上の特定の機能を果たすため、センターを置くことができる。

3 図書館及びセンターについて必要な事項は、別に定める。

## 第 11 章 職員等

(学 長)

第 52 条 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督するとともに、本学を代表し、その業務を総理する。

(教員、事務職員、その他の職員)

第 53 条 本学に、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置く。

2 前項の他、講師その他必要な職員を置くことができる。

3 教授、准教授、講師、助教、助手の職務は学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 92 条の定めるところによるものとする。

(学部長、学科長)

第 54 条 学部に学部長及び学科長を置く。

2 学部長は、学部の業務を掌理する。

3 学科長は、学科の業務を処理する。

(副学長)

第 55 条 本学に学長の定めるところにより、学長を助け、命を受けて校務をつかさどるため、副学長を置くことができる。

(大学運営会議)

第 56 条 本学に重要事項を審議し、学校法人理事会との連絡調整を図るため、大学運営会議を置く。

2 大学運営会議に関する必要な事項は、別に定める。

## 第 12 章 教授会等

(教授会)

第 57 条 学部に、教授会を置く。

2 教授会に関する必要な事項は、別に定める。

(委員会)

第 58 条 学長は、教育研究上の諸課題を検討するために委員会を置くことができる。

2 委員会に関する必要な事項は、別に定める。

## 第 13 章 雑則

第 59 条 この規則に定めるものの他、本学の目的を達成するために必要な事項は、別に定める。

附則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この学則は、令和6年4月1日から改正施行し、令和6年度校納金から適用する。

附則

この学則は、令和7年4月1日から改正施行する。

## 別紙

## 教育課程一覧表

【看護学部 看護学科】

区分	授業科目	単位数		備考
		必修	選択	
基幹分野	人間と教育	フレッシュャーズセミナー	1	
		教育学	1	
	人間と心	心理学	1	
		発達心理学		1
		ジェンダー論		1
	人間と社会	法学		1
		経営学		1
		社会学	1	
		倫理学	1	
		人間関係論	1	
		コミュニケーション論	1	
	人間と文化	国際関係論		1
		文化人類学	1	
		アジアの文学		1
		福岡の歴史と文化	1	
	人間と科学	健康科学入門	1	
		医療と情報リテラシー	1	
		論理的思考法	1	
		統計学	1	
		生物学		1
		物理学		1
	人間と言語	英語Ⅰ（医療英語）	1	
		英語Ⅱ（医療文献読解）	1	
韓国語Ⅰ（日常会話）*			1	*または**のいずれかを選択必修
韓国語Ⅱ（医療会話）*			1	
中国語Ⅰ（日常会話）**			1	
中国語Ⅱ（医療会話）**			1	

	人間とスポーツ	スポーツ理論	1		
		スポーツ実践		1	
小計 (29 科目)			16	13	
専門基礎分野	人体の構造と機能・疾病の成り立ちと回復の促進	人体構造学	2		
		人体機能学	2		
		栄養代謝学	1		
		病理学	2		
		健康障害と治療Ⅰ (消化器・神経・内分泌・泌尿器)	1		
		健康障害と治療Ⅱ (循環器・呼吸器・血液・膠原病)	1		
		健康障害と治療Ⅲ (外科・麻酔・救命救急)	2		
		健康障害と治療Ⅳ (アレルギー・感覚器・歯・口腔)	1		
		健康障害と治療Ⅴ (小児)	1		
		健康障害と治療Ⅵ (精神)	1		
		放射線医学	1		
		微生物学	1		
		感染症看護		1	
		食事療法学		1	
		薬理学	2		
	リハビリテーション概論	1			
	健康支援と社会保障制度	健康科学医療論	1		
		看護統計学	1		
		社会福祉学		2	
		保健医療福祉制度論		2	
		家族看護論	1		
		公衆衛生学	2		
		看護関係法規	1		
		カウンセリング		1	
	専門職連携教育	専門職連携教育Ⅰ (専門職連携の基礎)	1		
		専門職連携教育Ⅱ (専門職連携の構築)	1		
		専門職連携教育Ⅲ (専門職連携における尊重)	1		
		専門職連携教育Ⅳ (専門職連携における協働)	1		
	小計 (28 科目)			29	7

専門分野	基礎看護学	看護学概論	2		
		看護倫理	1		
		看護実践論	1		
		看護過程	1		
		生活援助技術	2		
		ヘルスアセスメント	1		
		診療に伴う援助技術	2		
		看護研究	1		
		生活援助実習	1		
		基礎看護過程実習	2		
	地域・在宅看護学	地域看護学概論	2		
		地域看護学援助論	1		
		地域看護学演習	1		
		地域看護学実習	1		
		在宅看護学概論	1		
		在宅看護学援助論	1		
		在宅看護学演習	1		
		在宅看護学実習	2		
	成人看護学	成人看護学概論	1		
		成人看護学慢性期援助論	1		
		成人看護学慢性期演習	1		
		成人看護学急性期援助論	1		
		成人看護学急性期演習	1		
		終末期看護論	1		
		成人看護学慢性期実習	3		
		成人看護学急性期実習	3		
		成人看護学終末期実習	1		
		がん看護学		1	
	老年看護学	老年看護学概論	1		
		老年看護学援助論	1		
		老年看護学演習	1		
		認知症看護論	1		
		老年看護学実習	1		
		認知症老年看護学実習	1		
	小児看護学	小児看護学概論	2		
		小児看護学援助論	1		

		小児看護学演習	1		
		小児看護学実習	2		
	母性看護学	母性看護学概論	2		
		母性看護学援助論	1		
		母性看護学演習	1		
		母性看護学実習	2		
	精神看護学	精神看護学概論	2		
		精神看護学援助論	1		
		精神看護学演習	1		
		精神看護学実習	2		
	看護の統合と実践	看護臨床推論	1		
		リスクマネジメント	1		
		看護管理	1		
		看護職のキャリア出発とキャリアデザイン	1		
		看護職のキャリア発達とプロフェッショナリズム	1		
		国際看護論	1		
		災害看護	1		
		災害看護初期対応		1	
		高度先進医療看護学		1	
		統合演習	1		
		統合実習	2		
		卒業研究	2		
	小計 (58 科目)		73	3	
<b>合計 (115 科目)</b>			<b>118</b>	<b>23</b>	
<b>卒業要件及び履修方法</b>					
<p>基幹分野から必修 16 単位を含む 22 単位以上、専門基礎分野から必修 29 単位を含む 32 単位以上、専門分野から必修 73 単位を含む 74 単位以上を修得し、128 単位以上修得すること。(履修科目の登録の上限：49 単位 (年間))</p> <p>なお、基幹分野の選択科目のうち「韓国語Ⅰ」及び「韓国語Ⅱ」または「中国語Ⅰ」及び「中国語Ⅱ」のいずれか 2 単位以上を選択必修とする。</p>					

教育課程一覧表

【リハビリテーション学部 理学療法学科】

区分	授業科目	単位数		備考	
		必修	選択		
基幹分野	人間と教育	フレッシュャーズセミナー	1		
		教育学	1		
	人間と心	心理学	1		
		発達心理学		1	
		ジェンダー論		1	
	人間と社会	法学		1	
		経営学		1	
		社会学	1		
		倫理学	1		
		人間関係論	1		
		コミュニケーション論	1		
	人間と文化	国際関係論		1	
		文化人類学	1		
		アジアの文学		1	
		福岡の歴史と文化	1		
	人間と科学	健康科学入門	1		
		医療と情報リテラシー	1		
		論理的思考法	1		
		統計学	1		
		生物学		1	
		物理学		1	
	人間と言語	英語Ⅰ（医療英語）	1		
		英語Ⅱ（医療文献読解）	1		
		韓国語Ⅰ（日常会話）*		1	*または**のいずれかを選択必修
		韓国語Ⅱ（医療会話）*		1	
		中国語Ⅰ（日常会話）**		1	
		中国語Ⅱ（医療会話）**		1	
	人間とスポーツ	スポーツ理論	1		
		スポーツ実践		1	
小計（29科目）		16	13		

専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達	解剖学Ⅰ（筋骨格系、神経系）	1		
		解剖学Ⅱ（呼吸器系、循環器系）	1		
		解剖学実習	1		
		生理学Ⅰ（動物性機能）	1		
		生理学Ⅱ（植物性機能）	1		
		生理学実習	1		
		病理学	1		
		運動学Ⅰ（頭頸部、上肢）	1		
		運動学Ⅱ（体幹、下肢）	1		
		運動生理学	1		
		運動学実習	1		
		人間発達学	1		
		疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	内科学Ⅰ（総論）	1	
内科学Ⅱ（各論）	1				
神経内科学Ⅰ（総論）	1				
神経内科学Ⅱ（各論）	1				
整形外科学Ⅰ（総論）	1				
整形外科学Ⅱ（各論）	1				
精神医学Ⅰ（総論）	1				
精神医学Ⅱ（各論）			1		
小児科学	1				
老年学	1				
救急救命医学	1				
公衆衛生学			1		
臨床心理学概論	1				
リハビリテーション医学	1				
医療危機管理論			1		
医学概論	1				
栄養学	1				
薬理学	1				
医用画像診断学	1				
保健医療福祉とリハビリテーションの理念	リハビリテーション概論		1		
	ケアマネジメント		1		
	カウンセリング		1		
	保健医療福祉制度論	2			

	専門職連携教育	専門職連携教育Ⅰ（専門職連携の基礎）	1		
		専門職連携教育Ⅱ（専門職連携の構築）	1		
		専門職連携教育Ⅲ（専門職連携における尊重）	1		
		専門職連携教育Ⅳ（専門職連携における協働）	1		
	小計（39科目）		35	5	
専門分野	基礎理学療法学	理学療法学概論	1		
		体表解剖学演習	1		
		バイオメカニクス	1		
		病態運動学	1		
		基礎理学療法演習Ⅰ（キャリアデザイン）	1		
		基礎理学療法演習Ⅱ（検査・測定）	1		
		基礎理学療法演習Ⅲ（問題解決）	1		
		基礎理学療法演習Ⅳ（スキルシミュレーション）	1		
	理学療法管理学	理学療法管理学	2		
	理学療法評価学	理学療法評価法	1		
		理学療法評価演習Ⅰ（運動器系）	2		
		理学療法評価演習Ⅱ（神経系）	1		
		理学療法評価演習Ⅲ（疾患別評価）	1		
		医用画像評価学	1		
		動作分析学		1	
		理学療法臨床推論		1	
	理学療法治療学	物理療法Ⅰ（温熱・寒冷・水治・牽引）	1		
		物理療法Ⅱ（電気・光線・振動）	1		
		運動療法学	2		
		理学療法技術学Ⅰ（総論）	1		
		理学療法技術学Ⅱ（各論）		1	
		運動器系理学療法学Ⅰ（変形・軟部組織性疾患）	2		
		運動器系理学療法学Ⅱ（骨折・脊髄・絞扼性疾患）	2		
		神経系理学療法学Ⅰ（脳卒中）	2		
		神経系理学療法学Ⅱ（神経難病）	2		
		高次脳機能障害学		1	

		呼吸器系理学療法学	2		
		代謝系理学療法学	1		
		循環器系理学療法学	1		
		疼痛理学療法学		1	
		小児理学療法学	2		
		装具学	1		
		義肢学	1		
	地域理学療 法学	生活環境論	1		
		福祉住環境論		1	
		生活技術学	2		
		地域理学療法学	1		
		予防理学療法学	1		
	理学療法統 合学習	高度先進医療論		1	
		理学療法特論Ⅰ（基礎）	1		
		理学療法特論Ⅱ（応用）	1		
	臨床実習	基礎臨床実習Ⅰ	1		
		基礎臨床実習Ⅱ	1		
		検査測定臨床実習Ⅰ	1		
		検査測定臨床実習Ⅱ	1		
		地域臨床実習	1		
		評価臨床実習	3		
		総合臨床実習Ⅰ	6		
		総合臨床実習Ⅱ	6		
	卒業研究	卒業研究Ⅰ（研究計画の立案）	2		
		卒業研究Ⅱ（研究の実践）	2		
	小計（51科目）		68	7	
<b>合計（119科目）</b>			<b>11</b>	<b>25</b>	
<b>卒業要件及び履修方法</b>					
<p>基幹分野から必修16単位を含む22単位以上、専門基礎分野必修35単位、専門分野必修68単位に加え、専門基礎分野及び専門分野の合計で106単位以上を修得し、128単位以上修得すること。（履修科目の登録の上限：49単位（年間））  なお、基幹分野の選択科目のうち「韓国語Ⅰ」及び「韓国語Ⅱ」または「中国語Ⅰ」及び「中国語Ⅱ」のいずれか2単位以上を選択必修とする。</p>					

教育課程一覧表

【リハビリテーション学部 作業療法学科】

区分	授業科目	単位数		備考		
		必修	選択			
基幹分野	人間と教育	フレッシュャーズセミナー	1			
		教育学	1			
	人間と心	心理学	1			
		発達心理学		1		
		ジェンダー論		1		
	人間と社会	法学		1		
		経営学		1		
		社会学	1			
		倫理学	1			
		人間関係論	1			
		コミュニケーション論	1			
	人間と文化	国際関係論		1		
		文化人類学	1			
		アジアの文学		1		
		福岡の歴史と文化	1			
	人間と科学	健康科学入門	1			
		医療と情報リテラシー	1			
		論理的思考法	1			
		統計学	1			
		生物学		1		
		物理学		1		
	人間と言語	英語Ⅰ（医療英語）	1			
		英語Ⅱ（医療文献読解）	1			
		韓国語Ⅰ（日常会話）*		1	*または** のいずれか を選択必修	
		韓国語Ⅱ（医療会話）*		1		
		中国語Ⅰ（日常会話）**		1		
		中国語Ⅱ（医療会話）**		1		
	人間とスポーツ	スポーツ理論	1			
		スポーツ実践		1		
小計（29科目）		16	13			

専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達	解剖学Ⅰ（筋骨格系、神経系）	1			
		解剖学Ⅱ（呼吸器系、循環器系）	1			
		解剖学実習	1			
		生理学Ⅰ（動物性機能）	1			
		生理学Ⅱ（植物性機能）	1			
		生理学実習	1			
		病理学	1			
		運動学Ⅰ（総論、上肢）	1			
		運動学Ⅱ（下肢、歩行）	1			
		運動生理学	1			
		運動学実習	1			
		人間発達学	1			
		疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	内科学Ⅰ（総論）	1		
			内科学Ⅱ（各論）	1		
神経内科学Ⅰ（総論）	1					
神経内科学Ⅱ（各論）	1					
整形外科Ⅰ（総論）	1					
整形外科Ⅱ（各論）	1					
精神医学Ⅰ（総論）	1					
精神医学Ⅱ（各論）	1					
小児科学	1					
老年学	1					
救急救命医学	1					
公衆衛生学			1			
臨床心理学概論			1			
リハビリテーション医学	1					
医療危機管理論			1			
医学概論	1					
栄養学	1					
薬理学	1					
医用画像診断学	1					
保健医療福祉とリハビリテーションの理念	リハビリテーション概論		1			
	ケアマネジメント		1			
	カウンセリング		1			
	保健医療福祉制度論	2				

専門職連携教育	専門職連携教育Ⅰ（専門職連携の基礎）	1		
	専門職連携教育Ⅱ（専門職連携の構築）	1		
	専門職連携教育Ⅲ（専門職連携における尊重）	1		
	専門職連携教育Ⅳ（専門職連携における協働）	1		
小計（39科目）		35	5	

専門分野	基礎作業療法学	作業療法学概論	2		
		作業科学	2		
		作業療法理論	1		
		作業療法研究法	1		
	作業療法管理学	作業療法管理学	2		
	作業療法評価学	作業療法評価学	2		
		身体機能評価学演習Ⅰ（筋・骨格系）	2		
		身体機能評価学演習Ⅱ（中枢神経系）	1		
		精神機能評価学演習	1		
		発達期評価学演習	1		
	作業療法治療学	作業療法臨床推論	2		
		生活行為向上マネジメント	1		
		作業学実習Ⅰ（手工芸等・作業分析）	1		
		作業学実習Ⅱ（レクリエーション・作業分析）	1		
		日常生活支援学	1		
		日常生活支援学演習	1		
		機能代償学	1		
		身体機能作業療法学	1		
		身体機能作業療法学演習	1		
		精神機能作業療法学	1		
		精神機能作業療法学演習	1		
		発達期作業療法学	1		
		発達期作業療法学演習	1		
		高齢期作業療法学	1		
		高齢期作業療法学演習	1		
		高次脳機能作業療法学	1		
		摂食・嚥下作業療法		1	
		感覚統合療法		1	
		認知症作業療法		1	
		リハビリテーション工学		1	
	作業療法特論		1		
	作業療法総合演習	2			
	地域作業療法学	地域作業療法学	1		
地域作業療法学演習		1			
生活環境論		1			

		ヘルスプロモーション作業療法学	1		
		職業リハビリテーション	1		
臨床実習		基礎臨床実習	1		
		地域臨床実習	1		
		評価臨床実習	3		
		総合臨床実習Ⅰ	6		
		総合臨床実習Ⅱ	6		
		総合臨床実習Ⅲ	6		
	卒業研究		卒業研究	1	
		卒業研究演習	2		
小計（45科目）			65	5	
<b>合計（113科目）</b>			<b>116</b>	<b>23</b>	
<b>卒業要件及び履修方法</b>					
<p>基幹分野から必修 16 単位を含む 22 単位以上、専門基礎分野から必修 29 単位を含む 32 単位以上、専門分野から必修 73 単位を含む 74 単位以上を修得し、128 単位以上修得すること。（履修科目の登録の上限：49 単位（年間））</p> <p>なお、基幹分野の選択科目のうち「韓国語Ⅰ」及び「韓国語Ⅱ」または「中国語Ⅰ」及び「中国語Ⅱ」のいずれか 2 単位以上を選択必修とする。</p>					

## 大学院健康科学研究科設置に係る学則の改正等について

○大学院健康科学研究科の設置のため、令和健康科学大学学則を次のとおり改正する。

①学則のうち、第2章に第6条の2を追加し、研究科として、「健康科学研究科」を、専攻として「医療系健康科学専攻」を置くことを規定。

②大学院については別に定めるとした。

○大学院学則の制定

①令和健康科学大学学則第6条の2第2項をうけて、令和健康科学大学大学院学則を制定。

○学則及び大学院学則の改正又は制定の施行日は、文部科学省からの設置認可があった場合、令和7年4月1日とする。

学則改正新旧対照表

新 (略)	旧 (略)						
(同右)	<p>(学部及び学科) 第6条 本学は、次のとおり学部及び学科を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">学 部</th> <th style="text-align: center;">学 科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>看護学部</td> <td>看護学科</td> </tr> <tr> <td>リハビリテーション学部</td> <td>理学療法学科 作業療法学科</td> </tr> </tbody> </table>	学 部	学 科	看護学部	看護学科	リハビリテーション学部	理学療法学科 作業療法学科
学 部	学 科						
看護学部	看護学科						
リハビリテーション学部	理学療法学科 作業療法学科						
<p>(大学院) 第6条の2 本学は次のとおり大学院を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">研究科</th> <th style="text-align: center;">専攻</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康科学研究科</td> <td>医療系健康科学専攻</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 大学院については、別に定める。</p>	研究科	専攻	健康科学研究科	医療系健康科学専攻			
研究科	専攻						
健康科学研究科	医療系健康科学専攻						
(同右)	<p>(学部及び学科の目的) 第7条 看護学部看護学科の目的は、次のとおりとする。</p>						
(略)	(略)						
<p>附則 この学則は、令和7年4月1日から改正施行する。</p>							

# 令和健康科学大学大学院学則

## 第1章 総則

(目的)

第1条 令和健康科学大学大学院（以下「本大学院」という。）は、教育基本法及び学校教育法に基づき、保健・医療・福祉に関する教育研究をとおして、健康科学に関する学術の理論と応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

(自己評価等)

第2条 本大学院は、その教育研究水準の向上を図り、本大学院の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 本大学院は、前項の自己点検・評価及び第三者評価等多様な評価の結果を本大学院の目標・計画に反映させ、不断の改革に努める。

(教育研究活動状況の公表)

第3条 本大学院は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表する。

(教育内容等の改善のための組織的研修等)

第4条 本大学院は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する。

## 第2章 研究科、専攻、入学定員及び修業年限等

(研究科、専攻及び課程)

第5条 本大学院に置く研究科、専攻及び課程は次のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程
健康科学研究科	医療系健康科学専攻	修士課程

(研究科及び専攻の目的)

第6条 本大学院の研究科、専攻の教育研究上の目的は次のとおりとする。

健康科学に関する実践に活用できる研究能力と課題対応能力を授け、保健・医療・福祉に関する実践的能力と課題解決能力を培う。さらに高度な専門性を担うために高度かつ広範な専門的能力を培い、我が国の健康福祉の増進に寄与する人材を育成することを目的とする。

(入学定員)

第7条 入学定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	入学定員数
健康科学研究科	医療系健康科学専攻	12名

(修業年限)

第8条 修業年限は、2年とする。

(在学期間の限度)

第9条 在学期間の限度は、4年とする。

(学年及び学期)

第10条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学期は、次のとおりとする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第11条 休業日（授業を行わない日）は、次のとおりとする。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日

(3) 春季、夏季及び冬季の各休業日

2 臨時の休業日は、その都度定める。

3 前項の休業日において、特に必要がある場合には、授業を行うことができる。

### 第3章 入学、再入学及び転入学

(入学の時期)

第12条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第13条 修士課程に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 学校教育法第八十三条の大学を卒業した者

(2) 文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者

(入学の出願)

第14条 入学を志願する者は、所定の期日までに、入学志願票に、所定の入学検定料その他別に定める書類を添えて願い出なければならない。

(入学者選抜)

第 15 条 前条の入学を志願する者については、入学者選抜を行う。

(入学の手續及び許可)

第 16 条 学長は、前条の入学者選抜の結果合格した者で、所定の期日までに別に定める手續きを完了したものに入学を許可する。

(保証人)

第 17 条 入学を許可された者は、保証人 1 名を定めて届け出なければならない。

2 保証人は、本人が在学する期間、本人についての一切の責任を有するものとする。

3 保証人に身上の異動又は住所の変更があったときは、直ちに届け出なければならない。

(再入学)

第 18 条 本大学院の学生であったもので再入学を希望する者は、選考の上、再入学を許可することができる。

(転入学)

第 19 条 学長は、本大学院へ転学を希望する者があったときは、選考の上、転入学を許可することができる。

(再入学及び転入学の学生の取扱い等)

第 20 条 第 18 条及び第 19 条に規定する学生の取扱い等については、別に定める。

## 第 4 章 教育課程、課程修了及び学位の授与

(教育課程)

第 21 条 本学大学院の教育は、授業科目の授業及び修士論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

2 授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

3 授業科目の履修方法その他の必要な事項は別に定める。

(教育の方法)

第 22 条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(教育方法の特例)

第23条 教育上当別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(単位の計算方法)

第24条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成する事を標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により算定するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。

(3) 1つの授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって1単位とする

2 前項の規定にかかわらず、特別研究等の授業科目について、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認める場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(成績評価基準等の明示等)

第25条 本大学院、授業科目の授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(成績評価)

第26条 学生が履修した授業科目について、試験により成績評価を行う。ただし、平素の成績をもって、試験の成績に代えることができる。

2 各授業科目の成績は、S、A、B、C、及びDの5種の評語をもってあらわし、S、A、B、Cを合格とし、Dを不合格とする。評語の基準は次のとおりとする。

S 授業目的により要求される水準を大きく超えて優秀である。

A 授業目的により要求される水準を超えて優秀である。

B 授業目的により要求される望ましい水準に達している。

C 単位を認める最低限の水準にしている。

D 授業目的により要求される水準を下回る。

3 前項の規定にかかわらず、演習、実験、実習及び実技の授業科目においては、可否により判定することができる。

4 前3項に定めるものの他、成績評価に関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学院における授業科目の履修)

第27条 学長は、学生に対して教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生に当該大学院の科目を履修させることができる。

2 前項の規定により学生が修得した授業科目の単位は、15 単位を超えない範囲で本学大学院における科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(本大学院以外の教育施設等における研究指導)

第 28 条 学長は、学生に対して教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等との協議に基づき、学生に当該大学院又は研究所等において必要な研究指導を、1 年を超えない範囲で受けさせることができる。

2 前項の規定により受けた研究指導は、本大学院の修了要件となる研究指導として認めることができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 29 条 学長は、学生に対して教育上有益と認めるときは、本大学院の入学前に他の大学院において修得した単位を、15 単位を超えない範囲で本学大学院における科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により履修したものとみなすことができる単位数は、第 27 条第 2 項の規定により修得した単位と合せて 20 単位を超えないものとする。

(長期履修)

第 30 条 学長は、学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項に関する必要な事項は、別に定める。

(課程の修了)

第 31 条 本大学院に 2 年以上在学し、所定の科目を 32 単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けた上で修士論文の審査及び最終試験に合格した者に対し、研究科委員会の議を経て、学長が修了を認定する。ただし、優れた研究業績を上げた認められた者の在学期間に関しては、当該課程に 1 年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項に規定する修士論文の審査は、修士課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもってこれに代えることができる。

3 学位論文の審査及び最終試験については、別に定める。

4 第 1 項に関わらず、本大学院に入学する前に修得した単位を本大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により本大学院の修士課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して 1 年を超えない範囲で本大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、本大学院に少なくとも 1 年以上在学するものとする。

(学位の授与)

第 32 条 学長は、前条による修了者に対し、修士(看護学)又は修士(リハビリテーション学)の学位を授与する。

2 学位に関し必要な事項は、別に定める。

## 第5章 退学、転学、留学及び休学

### (退学)

第33条 学生が退学しようとするときは、学長に退学許可願を提出し、その許可を受けなければならない。

### (転学)

第34条 他の大学院に転学を志望する学生は、学長に転学許可願を提出し、その許可を受けなければならない。

### (留学)

第35条 外国の大学院に留学を志望する学生は、学長に留学許可願を提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可を得て留学した期間は、1年を超えない範囲で第8条の修業年限に通算することができる。

3 第1項により外国の大学院に留学し修得した単位は、15単位を超えない範囲で本学大学院における科目の履修により修得したものとみなすことができる。

### (休学)

第36条 疾病又は経済的理由のため2か月以上修学できない学生は、学長の許可を得て、その学年の終わりまで休学することができる。

2 前項の他、特別の事情があると認められたときは、学長は、休学を許可することができる。

3 前2項の他、疾病のため修学が不相当と認められる学生に、学長は、休学を命ずることができる。

### (休学期間)

第37条 休学期間は、第8条に規定する修業年限の年数を超えることはできない。ただし、第18条及び第19条に規定する再入学等をした者の休学期間は、別に定める。

2 休学した期間は、第9条の在学期間に算入しない。

3 休学期間中に、その事由が消滅したときは、学長の許可を得て、復学することができる。

## 第6章 表彰、除籍及び懲戒

### (表彰)

第38条 学長は、学生に表彰に価する行為があったときは表彰する。

2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

### (除籍)

第39条 学長は、学生が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該学生を除籍する。

- (1) 欠席が長期にわたるとき。
- (2) 成業の見込みがないとき。
- (3) 長期間にわたり行方不明のとき。
- (4) 在学期間の限度を超えたとき。

- (5) 第 37 条に規定する休学期間を超えてなお復学できないとき。
- (6) 授業料の納付を怠り、督促を受けてなお納付しないとき。

(懲戒)

第 40 条 学長は、学生が本学の規則に違反し、又はその本分に反する行為があったときは、当該学生を懲戒する。

- 2 前項の場合における懲戒は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 懲戒の手續その他懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

## 第 7 章 検定料、入学料及び授業料等

(検定料)

第 41 条 入学（再入学等を含む。次条において同じ。）を志願する者は、検定料を納付しなければならない。

(入学料)

第 42 条 入学にあたっては、入学料を納付しなければならない。

(校納金)

第 43 条 各年度に係る授業料、演習実習費及び施設維持費以下「校納金」という。)は、次の表により納付しなければならない。

納付区分	納付金	納期
前期（4月1日から9月30日まで）	授業料の年額の2分の1、 演習実習費、施設維持費	前年度3月31日まで
後期（10月1日から3月31日まで）	授業料年額の2分の1	9月30日まで

2 休学が前項に定めた授業料納付区分の全期間である場合は、その期間分の校納金を免除する。ただし、免除期間中は、休学在籍料として授業料の2分の1相当額を納付しなければならない。

(検定料等の額等)

第 44 条 検定料、入学料及び校納金等の額、徴収方法その他の必要な事項については、別に定める。

## 第 8 章 大学院科目等履修生等

(大学院科目等履修生等)

第 45 条 大学院科目等履修生、大学院聴講生、大学院特別聴講学生及び大学院研究生の受け入れについては、大学学則第 45 条から第 49 条を準用し、「学部」を「研究科」と読み替える。

(特別研究学生)

第 46 条 他の大学院又は外国の大学院の学生で、本大学院において研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該大学院と協議のうえ、本大学院の教育に妨げのない限り、特別研究学生として受け入れることができる。

- 2 特別研究学生に関して必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第 47 条 他の大学院又は外国の大学院の学生で、本大学院の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該大学院と協議のうえ、本大学院の教育に妨げのない限り、特別聴講学生として受け入れることができる。

2 特別聴講学生に関して必要な事項は、別に定める。

## 第 9 章 職員等

(研究科長及び専攻長)

第 48 条 本大学院の研究科に研究科長及び専攻長を置く。

2 研究科長は、研究科の業務を掌理する。

3 専攻長は、専攻の業務を掌理する。

(教員)

第 49 条 本大学院の授業及び研究指導は、大学院設置基準に規定する資格を有する本学の教員が担当する。ただし、兼任教員に授業の担当を委嘱することができる。

## 第 10 章 研究科委員会

(研究科委員会)

第 50 条 本大学院の研究科に教授会を置き、研究科委員会と称する。

2 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び課程修了

(2) 学位の授与

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

3 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

4 研究科委員会に関する必要な事項は、別に定める。

## 第 11 章 雑 則

第 51 条 この規則に定めるもののほか、本大学院の目的を達成するために必要な事項は、別に定める。

附 則

この学則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第21条関係)

区分	科目名	単位			履修条件	
		必修	選択	自由		
基 盤 科 目	健康科学特論	2			10単位(実践看護学コースは9単位)以上を履修すること。	
	健康科学研究方法特論	2				
	専門職連携特論	2				
	保健医療倫理学特論	2				
	保健医療管理学特論	1				
	保健医療福祉システム特論		1			
	生体情報科学特論		1			
	臨床免疫学特論		1			
	保健医療統計学特論		1			
	保健医療社会学特論		1			
	保健医療福祉とリハビリテーション		1			
	英語文献講読		1			
分 野 共 通 科 目	統合分野	コンサルテーション特論	1		統合分野を含み8単位(実践看護学コースは6単位)以上を履修すること。	
		ヘルスプロモーション論	1			
		医療安全学特論	1			
		専門職連携演習	1			
	看護学分野	看護実践理論特論	1			
		看護研究方法論	1			
		看護政策論		1		
		看護教育学		1		
	学 分 野	リハビリテーション研究方法論	1			
		リハビリテーション管理学特論	1			
		心身機能計測技術論		1		
		生活機能計測技術論		1		
		福祉住環境特論		1		
コ ー ス 専 門 科 目	看護学教育・人材育成コース	看護管理学特論		2	6単位以上を履修すること。	
		看護管理学演習		2		
		看護教育学特論		2		
		看護教育学演習		2		

		精神看護学特論		2		
		精神看護学演習		2		
		地域・在宅看護学特論		2		
		地域・在宅看護学演習		2		
		看護学特別研究（看護管理学領域）		8		8 単位を履修すること。
		看護学特別研究（看護教育学領域）		8		
		看護学特別研究（地域包括ケア領域）		8		
	実践看護学コース	高度実践看護特論		1		17 単位を履修すること。
		臨床推論		2		
		病態生理学特論		2		
		疾病特論		2		
		フィジカルアセスメント演習		2		
		看護学特別研究（実践看護学）		8		
	心身機能支援コース	運動機能支援特論		2		14 単位以上を履修すること。
		運動機能支援演習		1		
		脳機能支援特論		2		
		脳機能支援演習		1		
		摂食嚥下機能支援特論		2		
		摂食嚥下機能支援演習		1		
		リハビリテーション学特別研究（心身機能支援）		8		
	生活支援コース	生活機能支援特論		2		14 単位以上を履修すること。
		生活機能支援演習		1		
		生活環境支援特論		2		
		生活環境支援演習		1		
		福祉工学支援特論		2		
		福祉工学支援演習		1		
		リハビリテーション学特別研究（生活支援）		8		

自由科目	NP 養成 関係 科目	チーム医療・看護管理特論			2	実践看護学コースを履修し、かつ、診療看護師を希望する者が履修可能。
		人体構造機能論			1	
		臨床薬理学特論			2	
		呼吸器・循環器治療のための実践演習			4	
		ドレーン管理のための実践演習			2	
		疾病と治療 カテーテル管理と創傷管理			4	
		疾病と治療 薬物治療Ⅰ			4	
		疾病と治療 薬物治療Ⅱ			4	
		NP 実習			16	
		クリティカルケア特論			2	
		プライマリケア特論			2	
	教育 関係 科目	教育原論			2	
		教育方法論			2	

【資料13】

職位別年齢構成および学位保有状況										
職 位	学 位	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上	合 計	備 考
教 授	博 士	人	人	1人	4人	3人	4人	9人	21人	
	修 士	人	人	人	人	人	1人	2人	3人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短期大 学大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	その他	人	人	人	人	人	人	人	人	
准教授	博 士	人	人	人	1人	1人	1人	人	3人	
	修 士	人	人	人	3人	1人	人	人	4人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短期大 学大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	その他	人	人	人	人	人	人	人	人	
講 師	博 士	人	人	5人	2人	人	人	人	7人	
	修 士	人	人	人	1人	人	人	人	1人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短期大 学大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	その他	人	人	人	人	人	人	人	人	
助 教	博 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	修 士	人	人	1人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短期大 学大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	その他	人	人	人	人	人	人	人	人	
合 計	博 士	人	人	6人	7人	4人	5人	9人	31人	
	修 士	人	人	1人	4人	1人	1人	2人	9人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短期大 学大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	その他	人	人	人	人	人	人	人	人	

## 【資料 1 4】

### 教員の定年の特例に関する規程

(目的)

第 1 条 就業規則第 16 条第 3 項の規定により、令和健康科学大学教員の定年の特例については、この規定に定めるところによる。

(定年の延長)

第 2 条 就業規則第 16 条第 2 項の規定にかかわらず、教育研究上特に必要と理事会が認めた者は、定年を延長することがある。

附 則

1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

2 本規程施行日に在籍している教員で令和 8 年 3 月 31 日までに就業規則第 16 条第 2 項が定める定年の年齢を超える者のうち、理事会が認めた者は令和 8 年 3 月 31 日まで定年を延長する。